

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成30年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成30年6月6日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	5
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第1号 専決処分(那智勝浦町税条例の一部を改正する条例)した 事件の承認について	8
日程第5	報告第2号 専決処分(那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)し た事件の承認について	14
日程第6	報告第3号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例)した事件の承認について	15
日程第7	報告第4号 専決処分(那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条 例)した事件の承認について	17
日程第8	報告第5号 専決処分(那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を 改正する条例)した事件の承認について	22
日程第9	報告第6号 専決処分(那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及 び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改 正する条例)した事件の承認について	24
日程第10	報告第7号 専決処分(那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条 例)した事件の承認について	26
日程第11	報告第8号 専決処分(平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算(第11 号))した事件の承認について	29
日程第12	報告第9号 専決処分(平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別 会計補正予算(第3号))した事件の承認について	43
日程第13	報告第10号 専決処分(平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特 別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	45
日程第14	報告第11号 専決処分(平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特 別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	47

日程第15	報告第12号	専決処分（平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計 補正予算（第4号））した事件の承認について……………	49
日程第16	報告第13号	専決処分（平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正 予算（第4号））した事件の承認について……………	52
日程第17	報告第14号	平成29年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について……………	55
日程第18	報告第15号	平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書 について……………	55
日程第19	報告第16号	専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1 号））した事件の承認について……………	56
日程第20	議案第47号	那智勝浦町まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条 例……………	58
日程第21	議案第48号	那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例……………	60
日程第22	議案第49号	那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について……………	65
日程第23	議案第50号	那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の 指定について……………	66
日程第24	議案第51号	勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者の指定について……………	68
日程第25	議案第52号	平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）……………	83
日程第26	議案第53号	平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算 （第1号）……………	95
日程第27	議案第54号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	97
日程第28	議案第55号	財産の取得について……………	98

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 会議録署名議員の氏名

3番	下崎弘通	5番	石橋徹央
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	寺本尚史
会計管理者	西真宏	病院事務長	下康之

税務課長 三隅祐治
福祉課長 榎本直子
農林水産課長 在仲靖二
水道課長 村上茂

住民課長 田中逸雄
観光企画課長 吉田明弘
建設課長 楠本定
総務課副課長 仲紀彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 網野宏行
事務局主査 青木徳之
事務局副主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告をいたします。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮のほどよろしくお願ひします。

また、傍聴者の皆様をお願いをいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようよろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成30年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告をお願いします。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） おはようございます。

4月1日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

前のほうへお願いいたします。

議員席から見まして右側から紹介させていただきます。

会計課長西眞宏、消防長湯川辰也、農林水産課長在仲靖二、観光企画課長吉田明弘、福祉課長榎本直子、そして私総務課長塩崎圭祐でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 次に、4月1日付で行われました議会事務局職員の異動について局長から報告をさせます。

局長。

○事務局長（網野宏行君） 議会事務局の関係でございます。

北郡克至です。どうぞよろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時32分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3番下崎弘通君、5番石橋徹央君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る6月1日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は25件です。内訳ですが、専決処分14件、予算繰越計算書2件、条例の一部改正2件、過疎地域自立促進計画の変更について1件、指定管理者の指定について2件、補正予算2件、人事案件1件、財産の取得1件となっております。

会期は、本日6月6日から6月13日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月13日までの8日間にしたいたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から6月13日の8日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） このたび那智勝浦町長として町政をお預かりすることになりました堀順一郎でございます。

本日、平成30年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変御多用のところ御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

まず、私の所信の一端を述べる前に、本年4月20日に体調不良により辞職をされました森崇前町長の健康の回復を心からお祈りを申し上げたいと存じます。

さて、本年5月21日に町長に就任したばかりで、今議会は私にとって初めての議会であり、緊張のうちに本日を迎えているところでございます。

私は、和歌山県職員として行政経験はございますが、町政のかじ取りを預かるということとは大きな違いがあらうかと存じます。もとより、私は浅学非才ではございますが、町民の負託に応えられるよう、皆様方と十分な対話により信頼関係を構築をし、真摯に誠実に那智勝浦町

の発展のために取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

私の政策の基本方針といたしましては、那智勝浦町に住んでよかった、住み続けたい、那智勝浦町に住んでみたい、そして那智勝浦町に行ってよかった、また行ってみたい、そう言われるようなまちづくりを目指したいと考えております。

そのためにも山積する懸案・課題の解決に取り組まなければなりません。防災・減災対策、財政の健全化、福祉の充実、教育、子育て環境の整備、人権尊重の教育、観光産業の振興、農林水産業の活性化、クリーンセンターの建設などが課題として挙げられます。

とりわけ、喫緊の課題がクリーンセンター建設でございます。現在、検討されている計画を再検証をして、早急に方針を決定をしたいと存じます。

また、那智勝浦町の主力産業であります観光産業については、本町の世界に誇る観光資源のポテンシャルを十分に生かした戦略を構築し、誘客に努めます。そして、農林水産品の販路拡大にもつなげ、地域の活性化を図っていきたいと考えてございます。

さまざまな課題・懸案、まちづくりや観光の戦略、施設の建設に当たっては今後の交通インフラの進捗、人口の推移、防災・減災も視野に入れながら10年先、30年先を見据え、長期的な観点から最終的には町民の利益となるような姿勢で臨む所存でございます。

町民の皆様が未来に希望が持てる、そして誇りが持てるような施策を全身全霊で取り組んでまいりますので、町議会の皆様方には御理解をいただき、御支援、御協力いただきますよう切にお願いを申し上げます。

続きまして、諸報告をさせていただきます。

新病院建設事業につきましては、3月31日に入院患者の皆様方を新病院へ移送をし、4月2日の月曜日から外来診療を開始しました。平成22年にスタートした新病院建設事業ですが、病院の移転を終えて、ようやく完了したところでございます。

今後も、医師や看護師、理学療法士等の確保に努め、地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療の提供に努めてまいります。

次に、観光関連の報告でございます。

本年のゴールデンウィークは、前半は安定した天気であったために昨年に比べ宿泊、日帰りともに来町者は好調でございました。しかし、後半の宿泊については、荒天という天気予報によるキャンセルやホテルの耐震工事の影響で減少しております。全体的には、昨年に比べ宿泊者は微減となりましたが、日帰りについては調査対象の全ての施設で増加となっております。

また、新宮港クルーズ船誘致の取り組みについては、4月から半年間で10隻が入港予定となっており、とりわけ7隻が外国船籍となっております。

インバウンド対策の重要性がさらに増しているということで、本町といたしましては新宮港に観光案内所設置をし、英語表記のチラシ等の配布はもちろんのこと、英語等に対応できるスタッフの配置や駅前商店街へののぼりの設置、クルーズ船利用者専用の割引チケットを用意する

など、対応を進めております。

農林水産関係でございます。

このたび国の地方創生拠点整備交付金を活用し、昨年度より建設しておりました勝浦漁港にぎわい市場が6月23日にオープンを迎えます。築地地区、勝浦地区を中心に本地域ににぎわいを創出する拠点として、また観光振興の拠点として活用し、地域活性化に大きな役割を果たしていけるよう尽力をいたします。オープンに際しましては記念式典を行いますので、議員の各位には御多忙の折、恐縮ではございますが、御出席をくださいますようどうかよろしく願い申し上げます。

続いて、教育関係でございます。

昨年12月に採択をいただいた陳情について、県教育委員会へお願いをいたしました。通級指導教室が勝浦小学校に新たに設置をされました。引き続き、充実した学習環境の整備に努めてまいります。

また、28年度から2カ年にわたり実施しておりました図書館のシステム導入は4月から稼働してございます。導入に当たり休館するなど、利用者の皆様方には御迷惑をおかけしました。システムの稼働により、家におりながら図書館の蔵書検索が行えるなど利便性が向上しております。今後も利用者のニーズに合った運営を行ってまいりたいと存じます。

続いて、消防関係でございます。

平成29年9月から平成30年3月まで救急救命九州研修所で受験資格取得研修を受けました消防本部の消防士長が救急救命士、国家試験に合格しましたので御報告申し上げます。

続いて、議会に付議すべき事件について御報告いたします。

提案させていただいております議件は25件でございます。その内訳は、専決処分の報告14件、地方自治法等に基づく報告2件、条例の一部改正2件、過疎地域自立促進計画の変更、指定管理者の指定2件、平成30年度補正予算2件、固定資産評価審査委員の推薦、財産の取得となっております。その概要について御説明を申し上げます。

報告第1号から報告第7号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第8号から報告第13号は、一般会計、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、病院事業会計に係る平成29年度補正予算について専決処分の承認をお願いするものです。事業費等の確定による調整が主なものとなっております。

報告第14号は、一般会計予算の繰越計算書についての報告であります。

報告第15号は、病院事業会計の繰越計算書についての報告であります。

報告第16号の専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号））につきましては、森町長辞任に伴います町長選挙の専決補正予算の承認をお願いするものでございます。

議案第47号の那智勝浦町まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例につきましては、返礼品関係の費用について、寄附金の一部を充当できるように改正するものでございます。

議案第48号の那智勝浦町税条例の一部を改正する条例につきましては、町民税の非課税範囲の規定やたばこ税の税率の改正などについて改正を行うものでございます。

議案第49号の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、天満保育園施設整備事業について過疎計画に計上するものでございます。

議案第50号及び議案第51号につきましては、指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第52号は一般会計補正予算であり、天満保育園建設工事に係る補助金、ふるさと納税の増加に係る経費、にぎわい市場に伴う経費などが主なものでございます。

議案第53号は通所介護事業費特別会計の予算であり、デイサービスセンターゆうゆうの指定管理を社会福祉協議会が辞退したことに伴う施設維持協力金の減額、施設用備品の故障による購入費用となっております。

議案第54号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第55号財産の取得についてにつきましては、消防施設整備として消防用指揮車両の取得について議決をお願いするものでございます。

以上が本議会に提案いたしました25件の概要であります。その詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第4、報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年3月31日、専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年、このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては、専決処分書の次に関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの

資料のほうでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

本則による改正は、那智勝浦町税条例（昭和43年）条例第1号の一部を改正するものです。

以下、条例の改正内容を記載してございます。資料中、線で囲んだ枠内は主な内容を説明したものでございます。

第20条は、延滞金の額をその計算の基礎となる日数に応じて算定する場合においては、平閏年を問わず、常に365日をその日割り案分の除数とすることを規定したもので、改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

第24条は、個人の町民税を課することができないものの範囲を規定したもので、字句の整備を行うものです。

第31条第2項は、法人均等割の税率を規定したもので、字句の整備を行うものです。

第36条の2は、町民税の納税義務者の申告義務について規定したもので規定の整備を行うものです。

第47条の3は、年金所得に係る特別徴収者の指定について定めたもので、規定の整備を行うものです。

第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収額について定めたもので、規定の整備を行うものです。

関係資料2ページ、第48条第2項及び第3項は法人町民税について、国内に本店または事業所等を有する内国法人が外国の法令により課される法人税等を課された場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定するものです。

関係資料3ページをお願いします。

第52条は、法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等による納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る）のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分はその納付がされていた期間を控除して計算することについて規定するものです。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例を定めたもので、第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

附則第4条は、法人税法の規定の適用により町民税の納期限が延長された場合の延滞金の特例を規定したもので、第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

次に、関係資料4ページから5ページにかけての附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、固定資産税等の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる割合を改めるものです。こちらにつきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表9ページをごらんください。

説明は、項順にさせていただきます。

第10条の2、1項は水質汚濁防止法の特設施設に係る汚水または廃液を処理するための施設

で、割合が「3分の1」であったものが改正後「2分の1」とされるものです。

改正前3項の中小事業者等が取得した土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設については削除されています。

改正前「4項」は改正後「3項」に、改正前「5項」は改正後「4項」となり、雨水貯留浸透施設で割合が「3分の2」から「4分の3」に、改正前「6項」は改正後「5項」に、改正前「7項」は改正後「6項」に、改正後の7項は新たに津波避難施設に係る課税標準の特例に指定避難施設が追加されたもので、課税標準となるべき価格に乗ずる割合を3分の2とするものです。

次に、改正前8項は改正後8項を9項に、改正後8項は津波防災地域づくりに関する法律の規定による警戒区域に存する施設の協定避難用部分に係るもの、10ページの改正後9項は建設が予定されている施設または建設中の施設の協定避難部分に係るもので、割合はともに2分の1です。

10ページ、改正前「9項」は改正後「10項、11項」に、改正後10項は指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として指定避難用償却資産に対する割合を3分の2に、11項協定避難用償却資産の割合を2分の1とするものです。

改正前「10項」は改正後「12項」に、改正前「11項」は改正後「13項」に、改正後14項から18項は新たに加えられたもので、14項は水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定める規模以上のものについて、割合を3分の2とするものです。15項は地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定める規模未満のものについて割合を3分の2に、16項はバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定める規模以上で、総務省令で定める規模未満のものについて割合を3分の2に、17項は特定太陽光発電設備で割合を4分の3に、18項は特定風力発電設備で割合を4分の3とするものです。

改正前「12項」は改正後の「19項」となり、特定水力発電設備で14項の規模を除くものとして割合は2分の1、改正前「13項」は改正後の「20項」となり、特定地熱発電設備で15項の規模を除くものとして割合は2分の1、改正前の「14項」は改正後の「21項」となり、特定バイオマス発電設備で総務省で定める規模未満のもので割合は2分の1です。改正前の「15項」は改正後「22項」に、11ページ、改正前「16項」は改正後「23項」に、改正前「17項」は改正後「24項」に、改正後25項は新設で、都市緑地法により指定された緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地について割合を3分の2に、改正前「18項」は改正後「26項」とするものです。

関係資料6ページをお願いします。

附則第10条の3第12項は、法の新設にあわせバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額規定を受けようとする者がすべき申告について規定するものです。

附則第11条は税負担の調整措置に関する規定に共通的な用語の意義について定めたもので、適用期間の延長によるみだしの整備、字句の整備を行うものです。

附則第11条の2は土地の価格の特例について定めたもので、特例の適用期間の延長を行うものです。

本条は、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例について定めるものとなります。こちらについて説明させていただきます。

固定資産税の評価額は、地方税法上、基準年度の価格を3年間据え置くこととされています。平成30年度は基準年度となり、前回の基準年度は平成27年度でございました。基準年度の価格が3年間据え置かれることとなりますと、地価の上昇局面におきましては価格の措置は納税者に直接に不利益をもたらすものではございませんが、地価の下落局面においては基準年度の翌年度、翌々年度に係る賦課期日における価格が基準年度の価格を下回ることになり、納税者は当該年度の賦課期日における価格を上回る価格に基づく税負担を求められることとなります。

このような納税者不利の状況の改善等のため、基準年度の翌年度及び翌々年度において、さらに地価の下落傾向が見られる場合には、市町村長の判断により修正した価格を課税標準とすることができる特例措置が講じられています。

今回、この特例措置について基準年度が27年度から30年度となることにより、適用期間を延長するものでございます。

関係資料7ページ、附則第12条は宅地等に係る負担の調整措置について定めたもので、固定資産税の特例の適用期間の延長、字句の整備を行うものです。

附則第13条は農地に係る税負担の調整措置について定めたもので、固定資産税の特例の適用期間の延長による整備を行うものです。

附則第15条は特別土地保有税の課税の特例について定めたもので、特例の適用期間の延長を行うものです。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を平成30年4月1日とすること、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を定めてございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません。専決なんであれなんですけど、この関係資料の4ページの附則第10条の第1項のやつで、水質汚濁防止の処理する施設っていうのは、温泉とか今お風呂の排水とかもこれにかかわってくるというような話をちょっと聞いたんですけど、その辺はどんな。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） その水質汚濁のいわゆる施設についてということで、温泉等の排水等もあるのかということでございましたけども、関係課のほうで確認したところ、今のところうちのほうで該当するようなものはないということでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 2点ほど質問したいと思います。

1つは、先ほどの説明の中であった、10ページですか、改正のところの、そこで例えば水力発電を電力にかえると、水力を、それから地熱をエネルギーにかえる、そういったことでの条例がありました、10ページです、説明の中でそういう説明があったと思うんですが、これは……。

○議長（中岩和子君） 新旧対照表のほうですか、新旧対照表のほう。

○10番（津本・光君） うんうん、そうやね、新旧対照表のほうの10ページです。

そこで、先ほど説明があったんですが、改正後のやつでの14、15、16、17あたりが新たに追加する分で出されたと思うんです。それが1つ、まあまあうちの、先ほども、今の説明の中ではちょっとうちには該当するものがないというふうに言われたんですが、現実に例えば地熱を利用してとか、バイオマスを利用してというようなことでのうちのほうで活用してる分があるのかどうか、ちょっとここで教えてほしい、風力も含めてですが。

それから、それが1点です。それから、もう一つは、せやからそれがなくてんやったら一般的な記述のこととしてここに書かれたのかと、書かれているのかということでお聞きをしたいなというふうに思います。

そしてもう一つは、その説明の関係資料の中のところにも出てくるんですが、雨水貯留浸透施設にかかわる固定資産税とか、こうあるんですが、ちょっと該当するようなものがあつたら教えてほしいなというふうに思います。

それから2つ目ですが、私前からいつも言うんですが、こういうたくさん条例が出てきたとき、これ家で見ると大変なんですよ、こんだけの資料を。せやから、やっぱり僕はこういう、このところで条例改正に当たる部分については、税率等の関係等もいろいろある部分も出てきますのでそれは前にも言いましたが、租税法律主義のもとに基づいて、きちんとやっぱり臨時議会を開いてすべきじゃないかというふうに思うんですが、ことしもやっぱり、ことしは町長選挙がちょっと並行してたという関係もあって大変だったろうと思いますが、やっぱり通年通してこういう臨時議会を持ってするようなことで、ここで提案してもらおうということができないもんかどうか、これはちょっと議運のほうでの検討にもなってくると思うんですが、そこらあたりをちょっと、この時間がほんまにないのかどうかね、そこらちょっとお聞きしたいんです。できたら臨時議会を開く形での進め方をしてほしいなと、そういうふうにして、税率を決める場合これあと全部これ絡んできますので、そういう最初に、この質問、いろんな質問してくるに当たって、一番最初にそれをちょっとそういうことで、臨時会を開いて租税法律主義に基づいての対応ができないのかという点で検討をお願いしたいという意味で、この2点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

まず1点目のほうで、水力発電、まあ風力発電等につきましてでございますが、こちらのほうは電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、新たに取得されたものに対する固定資産税の軽減ということで、規模のほうが大きくて、こちら電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関するということになってますので、規模が大きいもので住民に直接影響あるものではございません。

あと雨水の設備のほうでございますけども、これは県の指定を受ける地域に限られるということで、こちらのほう当地方はそれにもなっていないということでございます。

そして、臨時議会等できないかとかという御質問でございますけども、議員がおっしゃいますように、税条例の改正は議会に諮るとするのは基本であると考えているところでございますけども、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、施行期日が4月1日と、特に時間的余裕がないものについて今回専決処分とさせていただいたところでございます。それ以外の条例の改正につきましては、議案第48条にて提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 一般的な記述で出されてるということで理解をさせていただきます。まあ上位法との関係で、それはわかったんですが。

ただ、やっぱり3月31日までということで期日は規定されているわけですが、僕はやっぱりそういう部分、大事な分に、町民の生活が直接かわる分については、やっぱり臨時議会をきちんと開いていくということは皆さんでできたら確認をしていただきたいと思いますと思うんですが、私は通年議会でやるべきだというふうには思ってます。けども、今はそうではありませんので、仮に通年議会となったときには、これ開いてやらないかんわけですから、そこらあたりをきちんと、いつでも、今の段階でもやっぱりやれるふうに進めておかないと、通年議会を全体として、済みません、どうも、ちょっと内容が違いますが、まあそういうことで思っておりますので、発言だけ先にしておきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 通年議会とかそういうことはちょっとこの議案とは関係ありませんので、よろしくをお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明いたします。

次のページに専決処分書をつけています。

平成30年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

この条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に交付され、平成30年4月1日より施行されることを受け、本町におきましても放課後児童支援員の資格要件の明確化と拡大を図るため、条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しています。説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いします。

那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しています。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

第10条第3項第4号を次のように改める。(4)教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4

条に規定する免許状を有する者。

第10条第3項では、放課後児童支援員の資格要件を定めています。第4号では、学校教育法の規定により学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の資格として規定していますが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確化し、教員免許状の更新を受けていない者も対象とするため、改正するものでございます。

第10条第3項に次の1号を加える。(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者。

第10条第3項第3号において、高等学校卒業等で2年以上児童福祉事業に従事した者と規定しているところでございますが、資格要件を拡大するため、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって町長が適当と認めた者を新設するものでございます。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例)した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町におきましても国民健康保険税条例の一部を改正するもので、本年4月1日からの施行となっております。

次のページに改正する条例を記載しております。

資料としまして、新旧対照表及び関係資料を配付させていただいております。説明は関係資料のほうでさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、関係資料をお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例(昭和43年条例第5号)の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しております。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

第2条第2項中「54万円」を「58万円」に改める、枠内です、第2条は課税額について定めたもので、基礎課税額に係る課税限度額を58万円に改めるものです。

なお、今回の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額は医療分の基礎課税額が58万円、後期高齢者支援金等分課税額が19万円、介護納付金分課税額が16万円、合計で4万円増の93万円となります。

第24条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

枠内です。第24条は国民健康保険税の減額について定めたもので、保険税の軽減により得た額の限度額を58万円に改め、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を27万5,000円に改め、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を50万円に改めるものでございます。

この金額につきましては、被保険者の均等割額及び平等割額について行うものです。

以下、附則としまして、第1項で施行期日を、第2項で適用区分を定めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(中岩和子君) 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番(津本・光君) 1点、これの引き上げに、賦課限度額ですね、これ引き上げることでちょっとどのぐらいの人がその減額措置になるのか、ちょっと人数、世帯数、まあ人数ですね、が大体わかりましたら教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長(中岩和子君) 住民課長田中君。

○住民課長(田中逸雄君) 今回の改正に伴いまして、まず賦課限度額の見直しに係る分につきま

しては、平成29年度の課税の状況を参考にしますと、現行で26世帯が限度額の世帯となっておりますが、改正後で22世帯となる見込みでございます。

そしてまた、軽減判定所得の見直しに係る分につきましては、2割軽減から5割軽減になる方が5世帯11名、軽減なしから2割軽減になる方、14世帯25名ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 専決処分（那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第7、報告第4号専決処分（那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第4号専決処分（那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけています。

平成30年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部

を改正する条例。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正が行われたことから、影響を受ける本町条例について所要の改正を行うもので、平成30年4月1日からの施行となっています。

その基準につきましては、厚生労働省令により示されており、この省令で示された基準に従い、標準または参酌した上で市町村の条例において基準を定めることとされています。

改正項目につきましては、町の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定める特段の事情は認められないため、国の基準に基づいて町の条例の一部を改正するものでございます。そのほか、条項等のずれ、条文の整備を行っています。

なお、報告第5号、報告第6号、報告第7号につきましても、同じ省令による改正によるものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しています。説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いします。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。また、後ろに改正条例中の用語について説明をつけています。

報告第4号、那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

この条例は、住みなれた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが利用できる地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準を定めたものでございます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改正の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号、第105号、平成25年法律第44号）により条例で定めたものであります。

介護保険法等の改正により平成30年4月1日より同基準の改正が行われますので、それに伴い条例改正を行うものでございます。

目次につきましては、目次の改正は、共生型地域密着型サービスの追加に伴う施設の追加及び施設の繰り下げによるものでございます。

第1条は、共生型地域密着型サービスの規定を追加するものです。

第2条第1項は、共生型地域密着型サービスの定義の追加及び号の繰り下げによるものです。

第6条から第39条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての改正であります。

第6条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターに係る基準の見直しにより資格要件及び事業所間及び施設間による職種の兼務を緩和するもの、また新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴い、追加するものです。

また、同条第12項は、規定の整備によるものです。

第14条は、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村となり、その基準等を定める条例を町条

例にて定めたことにより定めるもので、改めるものでございます。

第32条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターに係る基準の見直しにより、夜間、早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは日中もオペレーターの集約を認めることとするものです。

次のページをお願いします。

第39条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度について年4回から年2回へ緩和するもの、また利用者の全てが同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービスの提供を行わなければならないことを明確化するものでございます。

第47条は、夜間対応型訪問介護についての改正であり、オペレーターに係る基準の見直しにより、資格要件を緩和するものでございます。

次のページをお願いします。もう一つ、次のページをお願いします。

第3章の2第1節から第4節では、地域密着型通所介護について規定されており、第5節は共生型地域密着型通所介護の創設に伴い、節を追加し、規定しています。規定内容は、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、または放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定するものです。

第59条の20の3は、人員基準、設備、基準等について、地域密着型通所介護基準を準用するものでございます。

第59条の25から第59条の38までは、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準についての改正であります。

第59条の25は、療養通所介護事業所において、障害福祉サービス等である重症心身障害児者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から定員数を引き上げることとするものでございます。

第59条の27第1項及び同条の38は用語の整備によるものでございます。

第61条と第65条は、認知症対応型通所介護についての改正であります。

第61条第1項は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものでございます。

第65条は、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に利用定員を見直すことによるものです。

同条第2項については、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に係る規定の整備によるものです。

次のページをお願いします。

第82条と第83条は、小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

第82条は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に伴う用語の設備と

新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものです。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものでございます。

第117条と第125条は、認知症対応型共同生活介護についての改正であります。

第117条は、身体的拘束等のさらなる適正化を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者研修の3項目の措置を行うことを定める規定の追加、項の繰り下げによるものです。

第125条第3項は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものです。

第130条と第138条は、地域密着型特定施設入居者生活介護についての改正であります。

第130条第4項は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に係る人員基準の規定の整備によるものです。

第138条は、身体的拘束等のさらなる適正化を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者研修の3項目の措置を行うことを定める規定の追加、項の繰り下げによるものです。

第151条から第186条は、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護についての改正でございます。

第151条第3項は、地域密着型介護老人福祉施設の従業者の員数の規定を定めたもので、用語の整備によるものでございます。

次のページをお願いします。

第151条第4項はサテライト型居住施設の医師の設置について定められており、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うもの、同条第8項についてはサテライト型居住施設の人員について用語を明確化し、新たな介護保険施設である介護医療院創設に伴うものでございます。

第153条は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものです。

第157条は、身体的拘束等のさらなる適正化を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者研修の3項目の措置を行うことを定める規定の追加、項の繰り下げによるものです。

第165条の2は、入居者の医療ニーズへの対応により入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づけるものでございます。

第168条第6号は、入居者の医療ニーズへの対応により対応方針を定めることが義務づけられたことによる規定の追加、項の繰り下げによるものです。

次のページをお願いします。

第182条は、身体的拘束等のさらなる適正化を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者研修の3項目の措置を行うことを定める規定の追加、項の繰り下げによるものです。

第186条は、入居者の医療ニーズへの対応により対応指針を定めることが義務づけられたことによる規定の追加、項の繰り下げによるものです。

次のページをお願いします。

第191条から第202条は、看護小規模多機能型居宅介護についての改正であります。

第191条は、サービス供給量をふやす観点からサービス提供体制を維持できるよう配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に係る規定の追加、基準の新設、項の繰り下げによるものです。（サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準等についてはサテライト型看護小規模多機能型居宅と本体の病床）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の関係に準ずる。登録定員18名、通い12名、宿泊6名のものとしますが、看護職員等の基準については、追加や修正、計画、作成担当者の資格要件を緩和するもの等がございます。

第192条は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設による規定の整備、項の繰り下げ及び新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものです。

第193条は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものです。

第194条第1項及び第2項は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の定員の規定の整備によるものです。

第195条第2項第2号のオは、サービス供給量をふやす観点から診療所からの参入を進めるよう宿泊室については看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう利用者専用の宿泊室として1病棟室は確保した上で、診療所の病床を届け出ることを可能とするものです。

第199条第1項は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に伴うものです。

次のページをお願いします。

第202条では、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について、第5章までの規定を準用するもので、今回の改正による規定の整備によるものでございます。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開11時05分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時48分 休憩

11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第5号 専決処分（那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第8、報告第5号専決処分（那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第5号専決処分（那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけています。

平成30年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、報告第4号と同様に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正が行われたことから、影響を受ける本町条例について所要の改正を行い、平成30年4月1日からの施行を行うものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しています。説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いします。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。また、後ろに改正条例中の用語について説明をつけてます。

報告第5号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

この条例は、要支援の方を対象に地域密着型の介護予防サービスを行っている事業の人員、

設備、運営の基準を定めたものでございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、条例で定めたものでございます。介護保険法等の改正により平成30年4月1日より同基準の改正が行われますので、それに伴い条例改正を行うものでございます。

第5条は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものでございます。

第9条は、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に利用定員を見直すことによるものでございます。

第44条及び第45条初め、各条については新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものでございます。

次のページをお願いします。

第78条は身体的拘束等のさらなる適正化を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者研修の3項目の措置を行うことを定めるものでございます。

第83条は、新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴うものです。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第6号 専決処分（那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第9、報告第6号専決処分（那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第6号、専決処分（那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけています。

平成30年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、報告第4号、報告第5号と同様に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の改正が行われたことから、影響を受ける本町条例について所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しています。説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いいたします。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。また、後ろに改正条例中の用語について説明をつけています。

報告第6号那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例。

この条例は、要支援の方の介護予防のケアプランを作成している、まあ本町では包括支援センターに当たります事業の人員及び運営、支援の方法を定めたものでございます。

指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律により条例で定めたものでございます。介護保険法等の改正により、平成30年4月1日より同基準の改正が行われますので、それに伴い条例改正を行うものです。

第2条は、共生型サービスの創設に伴い、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携のため、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における

ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確化するものでございます。

第6条第2項は、公正中立なケアマネジメントの確保のため、利用者との契約に当たり、利用者は介護予防サービス計画に位置づける介護予防サービス事業者等について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけるものでございます。

第3項は、入院時における医療機関との連携促進のため、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけるものでございます。

第32条第14号の2は、平時から医療機関との連携促進のため、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけるものでございます。

第32条第21号の2は、医療と介護の連携強化に伴い、前号において平時からの医療機関との連携促進のため、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対して、ケアプランを交付することを義務づけるものでございます。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第7号 専決処分（那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第10、報告第7号専決処分（那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第7号専決処分（那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけています。

平成30年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、報告第4号、報告第5号、報告第6号と同様に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正が行われたことから、影響を受ける条例について所定の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しています。説明は関係資料のほうでいたします。

関係資料をお願いいたします。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。また、後ろに条例改正中の用語について説明をつけています。

報告第7号那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

この条例は、要介護の方のケアプランを作成する事業所の人員、運営を定めたものでございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の促進を図るための関係法律の整備に関する法律により、条例で定めたものであります。介護保険法等の改正により、平成30年4月1日より同基準の改正が行われますので、それに伴い、条例改正を行うものでございます。

第3条は、居宅サービス事業者について、介護保険法に規定された指定の居宅サービス事業者と用語を明確にするものでございます。

第3条第4項は、共生型サービスの創設に伴い、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な

連携のため、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確化するものがございます。

第5条は、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーだけでなく、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでございます、も含まれることから、規定の整備を行うものがございます。

第6条は、居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とするものです。その際、一定の経過措置期間を設けることとします。附則第2項にありますように、管理者に係る経過措置として、平成30年度末までの3年間は現行のまま一般のケアマネジャーが管理者につくことも認めています。

第7条第2項は、公正中立なケアマネジメントの確保のため、利用者との契約に当たり、利用者は介護予防サービス計画に位置づける介護予防サービス事業者等について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることなどを説明することを義務づけるものがございます。

第3項は、入院時における医療機関との連携促進のため、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけるものです。

次のページ、お願いします。

第16条第1項第9号は、著しい状態の変化に伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすることと等により、ケアマネジメントプロセスを簡素化するものです。

第13号の2は、平時からの医療機関との連携促進のため、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけるものです。

第16条第1項第18号には、訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から市町村が確認、是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとするものがございます。

第19号の2は、平時からの医療機関との連携促進のため、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対して、ケアプランを交付することを義務づけるものがございます。

附則、次のページをお願いします。

附則第1項、ただし書きは、訪問回数について、全国の平均利用回数等を基準として国が定め、6カ月間の周知期間を設けて施行するものがございます。

附則第2項は、管理者に係る経過措置として、平成32年度末までの3年間は現行のまま一般

のケアマネジャーが管理者につくことも認めているものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の関係資料の分で、一番最後のところで、第16条のところですが、一番下の括弧で附則の上のところでは、

いわゆる訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援、重度化防止の地域資源の有効活用の観点からということで、市町村が確認、是正を促していくことが適当であり、この文言ですね、これによってちょっと僕は利用抑制が起こっていかないかなと、いわゆるケアマネジャーからこれちょっとやり過ぎですよとかということがちょっと心配されるので、そこらのところが心配ないのかどうか、ちょっとそこら福祉課のほうで考えておられることあったら言っていただきたいなど。

それでもう一つは、そのことを通して結局今まで割と自由に使えてた人がいわゆる福祉の予算を抑えていくという意味で、こう利用回数を抑制されるとか、あなたは軽度だからもうこんだけにしときなさいよとかということがないように、ぜひ、そういった事例が出てきたときには、その指導も含めてお願いをしたいなどということで質問と意見です。

以上です。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

第16条第1項第18号の2についての御質問であると思っております。訪問回数の多いケアプランについて、利用者の自立支援、重度化防止、地域資源の有効活用の点から、そういう方についてはケアマネジャーが市町村のほうにケアプランを届け出ることとするものというものでございます。

これにつきましては、そのサービスの抑制とかそういうものではなく、通常より多いので市町村がそれを確認して、適正なものであるか確認していくものでありまして、サービスを抑制するものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第8号 専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第11、報告第8号専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第8号専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億2,806万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,761万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款1町税から1枚めくっていただき、5ページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額94億9,567万2,000円に、補正額で5億2,806万円を減額し、計で89億6,761万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から7ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

承認いただいている事業への追加分として、町立温泉病院事業会計繰出金1,516万4,000円を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的欄中、公共事業等から一番下の現年単独災害復旧事業まで、借入限度額の確定により計の補正前の限度額17億18万2,000円から1億8,470万円を減額して補正後の限度額を15億1,548万2,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款1町税から、次のページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額94億9,567万2,000円、補正額は5億2,806万円の減額、計で89億6,761万2,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国県支出金で4,477万8,000円の減額、地方債で1億8,470万円の減額、その他で548万6,000円の減額、一般財源は2億9,309万6,000円の減額となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

歳入でございます。

款2地方譲与税から2枚めくっていただきまして、18ページ中段の款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いしてございます。

そのうち、18ページの上段の款10地方交付税につきましては補正額が1億121万円の増額で、計で31億7,663万円となっております。内訳といたしまして、普通交付税が27億4,821万4,000円、特別交付税が4億2,841万6,000円で、前年度と比較いたしまして1,051万2,000円、率にしまして0.3%の減少となっております。

21ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補正額211万6,000円の減額は、節区分1社会保障・税番号制度システム整備費補助金で82万2,000円の減額、節区分2個人番号カード交付事業費補助金で129万4,000円の減額で、それぞれ補助金額の確定によるものでございます。

このページ下段の目5消防費国庫補助金147万5,000円の減額につきましては、節区分2非木造住宅耐震診断事業費補助金4万4,000円の減額、節区分3住宅耐震補強設計事業費補助金で19万8,000円の減額、節区分4住宅耐震改修事業費補助金123万3,000円の減額で、いずれも事業費の確定によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節区分2非木造住宅耐震診断事業費補助金、補正額2万2,000円の減額、節区分3住宅耐震補強設計事業費補助金9万9,000円の減額、節区分4住宅耐震改修事業費補助金90万円の減額につきましては、国庫補助金と同様、事業費の確定によるものでございます。節区分6耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金の53万2,000円につきましても、事業費の確定によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節区分3災害復興基金寄附金65万8,000円の増額につきましては、寄附金の実績見込みによるものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の1億7,000万円の減額につきましては、当初2億7,000万円の取り崩し予算を計上しておりましたが、決算見込みから1億円の取り崩し予算となったものでございます。

目2減債基金繰入金につきましては、予算で取り崩しを予定しておりましたが、決算見込みにより全額減額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入のうち、総務課の関係は説明欄1行目の県市町村振興協会市町村交付金618万円の増額で、交付金の確定によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、目1総務債から目9災害復旧債まで、それぞれの起債額の確定により補正をさせていただいております。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分4共済費140万3,000円、節区分11需用費53万6,000円、節区分13委託料211万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の件について不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

目6電子計算費、節区分13委託料264万8,000円の減額、節区分14使用料及び賃借料174万9,000円の減額、節区分19負担金、補助及び交付金120万9,000円の減額は、実績見込みにより減額させていただくものでございます。

29ページをお願いいたします。

目10町営バス運行費につきましては、過疎債充当枠の変更による財源内訳の変更でございます。

33ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費、節区分28繰出金1億5,237万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の町立温泉病院事業会計への繰出金で、事業費の確定に伴い、減額させていただくものでございます。

40ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目4水防費につきましては、事業費確定に伴う財源内訳の変更で

ございます。

目5災害対策費につきましては、節区分19負担金、補助及び交付金405万円の減額で、説明欄記載の各事業補助金に係る額の確定により減額させていただくものでございます。

44ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目1元金195万1,000円の減額と、目2利子3,172万2,000円の減額は、償還額の確定により減額させていただくものでございます。

款12諸支出金、項2基金費、目8災害復興基金費65万8,000円の増額は、寄附金の実績見込みにより増額させていただくものでございます。

45ページに補正予算、給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

今回の町税の補正につきましては、決算見込みにより款1町税の項1町民税から項5の入湯税まで合計で7,551万5,000円を増額し、町税の総額を15億2,799万9,000円とさせていただいたものでございます。

4ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等につきましては729万9,000円を増額して、総額929万9,000円とさせていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人を合わせて2,934万円を増額いたしまして、計5億4,784万1,000円とさせていただいております。内訳につきましては、決算見込みにより個人の現年度課税分で1,446万7,000円、個人の滞納繰越分で349万4,000円、法人の現年度課税分で1,137万9,000円を増額するものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で2,235万2,000円を増額、滞納繰越分で1,051万5,000円を増額いたしまして、計7億2,803万5,000円とさせていただいたものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

項3の軽自動車税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で246万4,000円を増額いたしまして、計5,126万9,000円とさせていただいております。

項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより1,431万5,000円を増額して1億2,432万5,000円とさせていただいております。

次に、項5入湯税でございますが、347万1,000円を減額いたしまして、計7,652万9,000円とさせていただいております。

26ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金でございますが、729万9,000円を増額いたしまして、決算見込み額929万9,000円とさせていただきます。

歳出です。

29ページをお願いいたします。

款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金、利子及び割引料220万2,000円の減額は、決算見込みによる過誤納付金還付金の減額でございます。

税務課の関係は以上でございます。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

歳入です。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、補正額221万3,000円の減額は廃棄物処理手数料で、決算見込み額に基づき減額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、補正額1,124万5,000円の減額は、説明欄記載の浄化槽設置整備事業で431万9,000円の減額、新ごみ処理施設建設計画に伴う支援事業で692万6,000円の減額でございます。浄化槽設置整備事業につきましては、合併処理浄化槽設置に伴う補助金確定により減額するものでございます。新ごみ処理施設建設計画に伴う支援事業につきましては、当初予定しておりました生活環境影響調査や施設発注仕様書策定等の業務について、いずれも未執行となったため、全額を減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金のうち、住民課の関係は節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金188万7,000円の減額で、額の確定により減額するものでございます。

23ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節9重度心身障害児者医療費補助金269万2,000円の減額、節10ひとり親家庭等医療費補助金109万8,000円の減額及び節13乳幼児医療費補助金108万3,000円の減額は、いずれも医療費に係る補助金確定によるものでございます。

目3衛生費補助金のうち住民課の関係は節1浄化槽設置整備事業費補助金185万9,000円の減額で、合併処理浄化槽設置に伴う補助金確定によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち節28の繰出金は説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金で3,461万2,000円の減額、後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金で982万3,000円の減額となっております。国民健康保険事業費特別会計と後期高齢者医療事業費特別会計における今回の専決補正予算の収支の調整により繰出金を減額補正させ

ていただいたものでございます。

31ページをお願いいたします。

目8 重度心身障害児者福祉医療費、補正額561万1,000円の減額と、次の目9 ひとり親家庭等福祉医療費、補正額188万円の減額は医療費確定による減額の補正でございます。

32ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目4 子ども医療対策費、補正額716万5,000円の減額につきましても、医療費の確定による減額の補正でございます。

33ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費、節19 負担金、補助及び交付金、補正額1,122万9,000円の減額は、説明欄1行目、環境衛生施設一部事務組合負担金が466万2,000円の減額、説明欄3行目の紀南環境広域施設組合負担金が99万6,000円の減額で、それぞれの組合の決算額に伴う本町負担額の確定による減額補正でございます。また、説明欄2行目の浄化槽設置整備事業補助金557万1,000円の減額につきましては、申請件数が見込みを下回ったためでございます。

34ページをお願いいたします。

項2 清掃費、目1 塵芥処理費の補正額は388万3,000円の減額で、内訳といたしましては節7 賃金126万7,000円の減額、作業員1名の退職によるものでございます。節12 役務費261万6,000円の減額は、一般廃棄物の処分手数料の減少によるものでございます。

目2 新クリーンセンター整備事業費、補正額2,983万6,000円の減額につきましては、事業の未執行による減額の補正でございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いします。

歳入でございます。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節区分1 障害者自立支援給付費負担金102万6,000円の増額につきましては、居宅介護、療養介護、生活介護、重度障害者等の自立訓練、就労移行支援、共同生活支援に対する国の2分の1の負担金で、負担金の額の確定により増額するものでございます。節区分3 障害児通所給付費国庫負担金344万5,000円の減額につきましては、障害児を対象とする児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする2分の1の国の負担金で、負担金の額の確定により減額するものでございます。節区分4 子どものための教育・保育給付費国庫負担金541万7,000円の増額につきましては、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園に係る運営費負担金で、実績見込みに伴う増額でございます。国庫負担金率は2分の1でございます。節区分5 児童手当国庫負担金686万4,000円の減額につきましては、児童手当の支給実績見込みに伴う減額でございます。

21ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節区分1 地域生活支援事業費補助金540万8,000円の減額につきましては、障害者等に対する地域での生活の支援を行う事業費の2分の1の国庫補助金で、補助金額の確定によるものでございます。

22ページをお願いします。

款15 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節区分1 障害者自立支援給付費負担金51万3,000円の増額につきましては、国費と連動した県負担金で事業実績見込みによるものでございます。節区分3 障害児通所給付費負担金172万3,000円の減額につきましては、国費と連動した県負担金で、事業実績見込みによるものでございます。節区分4 子どものための教育・保育給付費負担金270万9,000円の増額については、国費と連動した県負担金で事業実績見込みによるものでございます。

23ページをお願いします。

項2 県補助金、目3 衛生費補助金、節区分6 和歌山県がん検診推進支援事業費補助金10万8,000円の増額につきましては、町が実施するがん検診に関して受診勧奨を行う費用の一部を和歌山県がん検診推進支援事業費補助金として受け入れるに当たり、お願いするものでございます。

続きまして、30ページをお願いします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節区分20 扶助費、補正額193万円の減額につきましては、身体障害者、心身障害児を看護している方、要援護老人を扶養している方及び特定疾患対象の方に対し、生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的に支給しております福祉手当の給付実績見込みによる減額でございます。

目3 老人福祉費、節区分13 委託料、補正額356万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の生活管理指導員派遣事業委託の実績見込みによる減額でございます。節区分20 扶助費、補正額629万3,000円の減額につきましては、養護老人ホーム保護措置費の実績見込みに伴う不用額の減額でございます。節28 繰出金補正額3,107万5,000円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。介護給付費などの市町村の法定負担分12.5%分などと事務関係経費分でございます。実績見込みによる減額でございます。

目7 障害者福祉費、節区分7 賃金、補正額227万7,000円の減額につきましては、障害者相談支援員として、身体、精神、知的障害児者に係る家庭訪問や日常生活上の各種相談等についての相談を受け付ける臨時雇賃金を計上し募集いたしましたが、応募がなく適任者を確保できなかったことによりまして全額減額させていただくものでございます。節区分13 委託料、補正額183万6,000円の減額につきましては、説明欄記載のとおり、障害者計画及び障害福祉計画策定支援業務委託事業の額確定による減額でございます。節区分20 扶助費、補正額1,586万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の重度身体障害者日常生活用具給付費、障害者短期入所、身体障害者補装具給付費、育成医療費、児童発達支援、放課後等デイサービス、一時保護措置

費の実績の見込みにより不用額を減額させていただいたものでございます。

32ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節区分3職員手当等165万6,000円の減額は、説明欄記載の職員の実績による超過勤務手当の減額でございます。節区分4共済費の537万5,000円の減額につきましては説明欄記載の臨時雇い社会保険料の減額で、実績見込みによる減額でございます。節区分7賃金の1,258万1,000円の減額につきましては、臨時保健師賃金376万7,000円、学童保育所指導員賃金881万4,000円の減額で、いずれも実績見込みによる減額でございます。節区分13委託料2,447万円の減額につきましては、備考欄記載の町外公立保育所入所委託で357万2,000円、市立保育所運営委託で2,089万8,000円の減額でございます。いずれも実績見込みによる減額でございます。節区分20扶助費928万円の減額につきましては、児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

33ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節区分13委託料、補正額185万円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

目5建設増進費につきましては、歳入における県補助金の受け入れによる財源内訳の変更でございます。

目6母子対策費、節区分13委託料、補正額125万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の妊婦健診委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時03分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3林道大雲取線改修事業分担金の264万2,000円の減額につきましては、事業費確定に伴う減額でございます。

23ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節5青年就農給付金補助金、そして節6野菜花き産地総合支援事業費補助金、節9農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金、節16漁業経営構造改善事業費補助金につきましては、それぞれ事業費確定に伴う減額でございます。

次のページ、24ページをお願いいたします。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の188万6,000円の増額につきましては、説明欄記載の事業が激甚災害に認定されたことによる増額でございます。

35ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の75万6,000円の減額につきましてはは農業委員及び農地最適化推進委員に対する耕作放棄地の調査謝礼の減額で、本年度は実績がございませんでしたので全額を減額するものでございます。

目3農業振興費の230万2,000円の減額につきましては、説明欄に記載の事業費の確定によるものでございます。耕作放棄地対策事業補助金につきましては、学校給食米及び旅館米の納入実績による減額でございます。青年就農給付金補助金につきましては当初6名分を予定しておりましたが、1名が給付に至らなかったため150万円の減額をさせていただいております。野菜花き産地総合支援事業補助金につきましてはイチゴのパイプハウスの設置費で、補助単価を超えていたため補助対象外の部分について減額となっております。

目5那智駅交流センター管理費、節1報酬の199万2,000円の減額につきましては、地域おこし協力隊の募集を行いました但応募者がなく不要となったものでございます。節14使用料及び賃借料の89万9,000円につきましては、説明欄記載のシステム借上料につきましてシステム導入が11月となったため差額を減額させていただいております。節15工事請負費の53万円の減額につきましては、入浴施設の看板設置を予定しておりましたが国交省が国道に新たに看板を設置していただきましたので執行を見送ったための減額でございます。

次のページ、36ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節15工事請負費の302万2,000円の減額につきましては、事業費確定による減額でございます。節19負担金、補助及び交付金の118万6,000円の減額につきましては、電気柵設置の補助金で30件分を予定しておりましたが17件の実績となったための減額でございます。

項3水産業費、目1水産業総務費、節15工事請負費の95万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の事業費の確定によるものでございます。

目2水産振興費、節15工事請負費の95万3,000円の減額につきましても、事業費の確定によるものでございます。節19負担金、補助及び交付金の水産振興対策補助金の100万円の減額につきましては、1件の補助予定事業が執行されなかったための減額でございます。磯根漁場再生事業補助金につきましては、ヒジキ用増殖岩盤の清掃事業の事業費確定による補助金の減額でございます。

目3漁業経営構造改善事業費の1,112万2,000円の減額につきましては、水産鮮度保持施設整備工事設計業務委託の入札差金でございます。

43ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費の112万4,000円の

減額につきましては、事業費確定による減額でございます。

農林水産課関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課から観光企画の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目5商工使用料、節区分1体育文化会館使用料600万6,000円の増額につきましては、29年度実績により増額をお願いするものです。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節区分1報酬の249万円の減額につきましては、説明欄記載の地域おこし協力隊の1名について応募者がなかったことと、平成29年12月で地域おこし協力隊員の退職によりまして不用額が生じたため減額させていただくものであります。節区分11需用費の541万5,000円の減額につきましては、ふるさと納税に係る謝礼品について、実績見込みにより減額させていただくものでございます。節区分13委託料の640万7,000円の減額につきましては、説明欄記載のふるさと納税システム業務を当初業務委託する予定でしたが職員での対応が可能となったため減額をしております。節区分19負担金、補助及び交付金の100万円の減額につきましては、県教育委員会と連携し東京オリンピックにおけるトルコレスリングナショナルチームの事前合宿地としての誘致につなげるべく当町での合宿の実施を予定しておりましたが、トルコ共和国の情勢が悪化したため合宿自体がなくなったことにより減額をしております。

37ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節区分19負担金、補助及び交付金の240万円の減額につきましては、空き店舗活用事業補助金の確定による減額でございます。当初2件分の予算を計上しておりましたが、実績につきましては1件で改修費用200万円と家賃補助20万円を補助しております。

項2観光費、目1観光総務費、節区分13委託料の442万3,000円の減額につきましては、昨年10月に発生した台風21号災害による那智山県道崩落による滝前駐車場等警備業務が当初の想定よりも短期間で済んだことによる減額であります。節区分19負担金、補助及び交付金の593万1,000円の減額につきましては、町観光協会補助金の確定による減額でございます。減額の要因の主なものとしたしましては、事務局職員1名不在の期間に係る人件費となっております。

目2観光振興費、節区分1報酬の117万7,000円の減額につきましては、国際交流員さんの産休及び途中退職ということで不用額が生じたため減額させていただくものであります。節区分8報償費の421万1,000円の減額につきましては、魅力再発見シンポジウム事業の事業費確定によるものでございます。

目3公園費の300万円の減額につきましては、昨年10月に発生した台風の影響で当初予定し

ておりましたガードレール設置工事が未施行となりましたので不用額が生じたため減額させていただきます。

目4 体育文化会館費につきましては、歳入で御説明させていただいた体育文化会館使用料に係る財源内訳の変更でございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1 使用料、目6 土木使用料、補正額944万7,000円を増額させていただきました。内訳につきましては、節区分4 建設残土処理場使用料でございます。説明欄記載の滞納繰越分那智川河川整備工事で出ました残土8,748トン分の使用料が全額納入されたためでございます。

21ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 土木費国庫補助金、補正額155万5,000円を増額させていただきました。内訳につきましては、節区分1 社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載、家賃低廉化事業並びに通学路交通安全事業補助金の額の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1 県負担金、目1 総務費負担金、補正額373万8,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分1 国土調査費負担金でございます。説明欄記載、地籍調査事業補助金の額の確定によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 地籍調査費、補正額444万7,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の地籍調査測量業務委託費の額の確定による減額でございます。

38ページをお願いいたします。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましては財源内訳の変更のみであり、補正前の額に変更はございません。

目2 大谷地区残土処理場整備事業費、補正額112万8,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載、残土処理場整備工事費の額の確定による減額でございます。

続きまして、項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費、補正額80万9,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分17公有財産購入費でございます。説明欄記載の町道宇久井狗子ノ川線の用地買収単価が鑑定の結果、低くなったためでございます。

39ページをお願いいたします。

項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、説明欄記載のとおり、財源内訳の変更のみとなっておりまして、補正前の額に変更はございません。

43ページをお願いいたします。下段でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費につきましても、説明欄記載のとおり、財源内訳の変更のみでございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防関係について御説明申し上げます。

26ページをお願いします。

歳入でございます。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入、説明欄2行目記載の消防団員公務災害補償共済、補正額729万5,000円につきましては、補償共済額確定に伴う減額でございます。

40ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分3職員手当等補正額124万9,000円につきましては、超勤手当の支払い額確定に伴う減額でございます。

目2非常備消防費、節区分1報酬、補正額332万3,000円につきましては、消防団員の年報酬及び出動手当の支払い額確定に伴う減額でございます。節区分5災害補償費、補正額149万6,000円につきましては、療養補償費及び休業補償費の支払い額確定に伴う減額でございます。節区分8報償費、補正額584万1,000円につきましては、消防団員退職報償金等の支払い額確定に伴う減額でございます。

目3消防施設費、節区分13委託料、補正額160万7,000円につきましては、貯水槽設置地質調査業務委託の支払い額確定に伴う減額でございます。節区分18備品購入費、補正額309万円につきましては、潜水救助車整備の支払い額確定に伴う減額でございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節7賃金175万7,000円の減額は、支援教員と給食調理員の勤務実績に伴う減額です。節11需用費147万7,000円の減額は、小学校6校の光熱水費の実績に伴う減額です。

目2教育振興費、節20扶助費204万6,000円の減額は、就学援助費の実績に伴う減額です。

42ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節7賃金252万円の減額は、支援教員の勤務実績に伴う減

額です。節15工事請負費463万8,000円の減額の主なものは、宇久井中学校の校舎屋上の防水工事を予定しておりましたが、修繕により雨漏りがとまったことから工事を見送ったものです。

目2教育振興費、節20扶助費118万7,000円の減額は、就学援助費の実績に伴う減額です。

項4社会教育費、目2公民館費、節1報酬96万円の減額は館長報酬で、平成29年度より公民館長を教育次長が兼務している関係で執行しなかったものです。節7賃金109万1,000円の減額は、図書館システム導入のため雇用した作業員の勤務実績に伴う減額です。節14使用料及び賃借料228万7,000円の減額は、図書館システムと機器リース料の減額です。当初半年間の施行期間を見込んでおりましたが、その必要がなかったことによるものです。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 15ページ、14ページですか、入湯税にかかわってですが、前にも予算のときにもさせてもらったんですが、入湯税の分が347万1,000円、これ大体、その前の、大体2,300人、その当時、27年から28年ですね、かけては宿泊客数が2万3,200人減ってますんで、そのぐらいの数になるやろう。

今年度は、さらにそれにプラスして600万円ぐらいの減で7,100万円ぐらいの予算が出たと思うんですが、ちょっと数の上で調べてみますと、28年から29年の宿泊客数がこれで観光産業課の、当時のね、で調べたとしますと4万1,526人減ってるんですよ。ところが、全体の観光客数の減、宿泊客数ですね、これが年間でこの年で10万5,000人減ってるんです、10万5,000人。そうしますと、そのうちの4万1,500人、これは組合、宿泊、旅館組合のほうで調べてるやつですね。そうしますと、10万から4万何ぼを引きましても6万人分が、まあ言えばそれ以外で宿泊してると、こうなるんですね、こうなるんです。

ところがね、これ見てみますと、大型ビジネスの宿泊客数とそれからそのほかですね、そのほかの宿泊数の数を見ますとね、まあいわば相当の、それ以外ですよ、旅館組合から登録されてる以外のところでも既に8万1,000人あるんですよ、宿泊客数が。そうするとね、数字の上でかなり合わなくなるんですね。そこらがちょっと数字の関係で入湯税の問題が正確にある程度掌握されていろいろ取り組まれてるのかなというのはちょっと気になります。かなり数字の中に開きがあると。

それで、国民休暇村は、当然入湯税入ってますよね。それちょっとお聞きします。それで、それと合わせて、せやからそういう意味での人数の相当の開きがあるので、ちょっとそこらが気になります。

せやから、そういうことで数の上できちんと掌握されてなければ、僕はちょっと問題もあると思うんだけどもそこらのところでちょっと税務課のほうでどうお考えなのかなというのと、それからもう一つ、国民休暇村のほうでもちゃんと入湯税は取られてますねということでちょっとお聞きしたいんです。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 入湯税につきましては、鉱泉浴場の経営者を特別徴収者といたしまして、鉱泉浴場における入湯客から入湯税を徴収して、翌月に申告して納付いただいているところでございます。そちらの方の申告の数を集計したもので数字を出しております。

そしてもう一件につきましては、ちょっと個別の案件となってまいりますので、ちょっと答弁のほうは控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 入湯税がどれだけ入ってんかということじゃなくて、入湯税は取ってますねということを知ってたんなんです、国民休暇村の分ですけどね。それだけでもやっぱりここで3万5,000人、約3万6,000人のいわゆる宿泊客数あるんですね。だから、そう見てきますと、相当その入湯税の関係では数字の上で相当ちょっと違うてくるんちゃうかなと。

大型ビジネスその他の分で、そうしますと民宿の数がここで集計、去年の分で見られたあの1万1,338人ぐらいですわ。そうしますと、それを合計してもちょっとこの減った数には合わないとかいろんな問題が出てきてて、ちょっともう一回その正確な数字を調べて、どっかでまた資料のほうの提出もお願いしたいなとは思いますが、ちょっとそこらをきちんともう一回入湯税の関係では見る必要があるんちゃうかなというふうに思うので、意見と最後はさせていただきますが、よろしいでしょうか。それで、さっきの国民休暇村は入湯税をいただけてますねということだけです。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 入湯税につきましては、鉱泉浴場における入湯に対して入湯税を課するというので、それは鉱泉浴場の経営者が徴収しているところでございます。ですので、鉱泉浴場、温泉において入湯、営業されているところにつきましては入湯税を課しているところでございます。

以上でございます。

個別のちょっと税の案件となってまいりますので、御質問にちょっと直接的にお答えする形は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議がないようなので、異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第9号 専決処分（平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第12、報告第9号専決処分（平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第9号専決処分（平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,664万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,983万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては一般被保険者療養給付費などの費用の確定による減額補正と、また歳入においては費用の確定等に伴う国庫支出金等の特定財源の補正、また国税の決算見込みによる補正とこれら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款1国民健康保険税から款10繰入金まで、歳入合計で補正前の額29億8,648万1,000円に補正額で3,664万7,000円を減額し、計で29億4,983万4,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款2の保険給付費で、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は3,664万7,000円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金の合計が88万円の増額、その他24万2,000円の増額、一般財源は3,776万9,000円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額41万2,000円の減額及び目2退職被保険者等国民健康保険税、補正額274万5,000円の減額は、説明欄記載の医療給付費分から介護納付金分まで決算見込みにより補正するものでございます。この要因といたしましては、当初予算編成時における一般及び退職被保険者数の実績との相違、また収納率の見込みが増加したこと等によるものでございます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額719万3,000円の減額は、説明欄記載の普通調整交付金、特別調整交付金の額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、補正額209万9,000円の減額は、療養給付費に対する社会保険支払基金からの交付額の確定によるものでございます。

款7県支出金、項2県補助金、目1財政対策補助金、補正額45万2,000円は、重度心身障害児者医療の実施に伴う国庫負担金減額分に対する県補助金で、額の確定によるものでございます。

目2財政調整交付金、補正額762万1,000円は説明欄記載の普通調整交付金、特別調整交付金の額の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、補正額231万1,000円と、目2保険財政共同安定化事業交付金、補正額3万円はともに国保連合会交付金で、額の確定によるものでございます。

款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額3,461万2,000円の減額は、説明欄に記載の人件費から法定外繰り入れまでそれぞれの区分の決算見込み額に基づき補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、補正額1,907万1,000円の減額及び目2退職被保険者等療養給付費、補正額914万5,000円の減額は、保険者負担分の確定により減額補正させていただくものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、補正額143万2,000円の減額及び目2退職被保険者等高額療養費、補正額455万8,000円の減額は、費用の実績見込みによるものでござい

す。

10ページをお願いいたします。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、補正額243万9,000円の減額及び目2 支払手数料、補正額2,000円の減額は、費用の実績見込みによるものでございます。

款3 後期高齢者支援金、項1 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金につきましては、財源内訳の変更でございます。

款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金につきましては、財源内訳の変更でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第10号 専決処分（平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第13号、報告第10号専決処分（平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第10号専決処分（平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年3月31日に専決処分をいたしております。

その次のページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ913万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,311万円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては後期高齢者広域連合納付金などの費用の確定による減額補正を行い、また歳入においては後期高齢者医療保険料の決算見込みによる補正と後期高齢者医療広域連合から過年度分に係る納付金の返還額があったこと等による補正、またこれら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

款1後期高齢者医療保険料から款4諸収入まで、歳入合計で補正前の額4億4,224万8,000円に補正額で913万8,000円を減額し、計で4億3,311万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費から款4予備費まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は913万8,000円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、その他が2万6,000円、一般財源916万4,000円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額612万5,000円の減額は、決算見込みにより補正するものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料、補正額2万6,000円は、決算見込みにより補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額982万3,000円の減額は、一般会計において受け入れる後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定による補正及び歳出において決算見込みに基づく補正を行ったことによる財源調整を行ったものでございます。

款4諸収入、項2雑入、目1雑入、補正額678万4,000円は、内訳としまして、説明欄1行目の納付保険料還付金18万4,000円につきましては、過年度保険料の過誤納が生じた分につきましては、後期高齢者医療広域連合より返還を受け入れるものでございます。

2行目の後期高齢者医療広域連合納付金返還金645万8,000円につきましては、平成28年度療

養給付負担金の精算により本町分納付金に超過が生じたため、これを後期高齢者医療広域連合より受け入れるものでございます。

また、3行目の事務費交付金につきましては、後期高齢者医療広域連合が作成した制度間改正に関するお知らせを被保険者に送付した郵送料について事務費として受け入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額12万2,000円の減額は、節区分9旅費から節区分14使用料及び賃借料まで決算見込み額により減額するものでございます。

項2徴収費、目1徴収費、補正額33万2,000円の減額は、節区分11需用費から節区分13委託料まで決算見込み額により減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額871万8,000円の減額は、納付金額の確定により減額するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、補正額13万4,000円は、説明欄記載の過誤納付金還付金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第11号 専決処分（平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会

## 計補正予算（第1号）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第14、報告第11号専決処分（平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 報告第11号について御説明申し上げます。

専決処分（平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年3月31日に専決処分をいたしております。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ531万4,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3繰入金から款5諸収入まで、歳入合計補正前523万4,000円、補正額8万円の増額で、計531万4,000円です。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款2奨学金貸与事業費までの歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額8万円の増額で、合計531万4,000円となっています。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1奨学基金繰入金、補正額18万5,000円の減額は、貸付金の実績により基金からの繰り入れが必要でなくなったことによるものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額13万1,000円は前年度繰越金です。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入、補正額13万4,000円の増額は、納付実績によるものです。

7 ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金、補正額200万円は、奨学基金に積み立てを行うものです。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、節21貸付金、補正額192万円の減額は、貸付実績による減額です。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第11号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第12号 専決処分（平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第15、報告第12号専決処分（平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第12号専決処分（平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分をつけさせていただいております。

平成30年3月31日に専決処分をさせていただきました。

次の1ページをお願いします。

平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億927万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,215万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3 国庫支出金から款7 繰入金まで、歳入合計、補正前の額22億143万1,000円、補正額1億927万8,000円の減額で、計20億9,215万3,000円とするものでございます。

歳出でございます。

款1 総務費から款3 地域支援事業費の歳出合計は、補正前の額、補正額、合計額ともに歳入と同額で、歳出合計20億9,215万3,000円とするものでございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細表でございます。

1、総括、4 ページの歳入、5 ページの歳出、それぞれ補正額1億927万8,000円の減額で、合計20億9,215万3,000円となっています。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、節区分1 介護給付費負担金562万3,000円の減額につきましては、保険給付費の居宅と標準給付費見込み額の20%分、施設等標準給付費見込み額15%分で、国からの法定の負担分でございます。実績見込みによります減額でございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金、節区分1 調整交付金438万1,000円の減額につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため交付されるもので、実績見込みによる減でございます。

目2 地域支援事業交付金、節区分1 地域支援事業介護予防交付金610万8,000円の減額につきましては、平成29年度から開始いたしました介護予防・日常生活支援総合事業費の25%相当分でございます。実績見込みにより減額させていただくものでございます。節区分2 地域支援事業包括的支援事業等交付金541万9,000円の減額につきましては、包括的支援事業の39%相当分でございます。実績見込みにより減額させていただいたものでございます。

目3 介護保険事業費補助金、節区分1 介護保険事業費補助金248万4,000円の減額につきましては、平成30年度に向けての介護保険法等の改正に係るシステム改修費の2分の1の補助金でございます。実績による減でございます。

7 ページをお願いします。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、節区分1 介護給付費交付金3,662万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で給付費の実績見込みによる減額でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、節区分1 介護給付費負担金1,282万円の減額につきましては、国費に連動する介護予防給付費に係る保険給付費の実績見込みによるものでございます。

8 ページをお願いします。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金、節区分1 地域支援事業介護予防交付金203万円の減額につきましては、国費に連動する予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分で、実績

見込みにより減額させていただいたものでございます。節区分2地域支援事業包括的支援事業等交付金271万円の減額につきましては、国費に連動する包括的支援事業等の19.5%相当分で実績見込みにより減額させていただいたものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1介護給付費繰入金2,084万8,000円の減額につきましては、保険給付費介護予防事業費などの市町村の法定負担分12.5%と包括的支援事業費の19.5%分で、給付費実績見込みによる減額でございます。節区分2その他一般会計繰入金1,022万7,000円の減額につきましては、介護保険事務関係経費に係るもので、実績見込みによる減額でございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分13委託料496万8,000円の減額につきましては、介護保険システム改修委託料の実績に伴うものでございます。平成30年4月施行の介護保険法の制度改正及び介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係るもので、減額の理由としては、改正の内容によりシステムの整備内容、また平成30年8月施行予定の改正事項については、平成30年度予算の対象であることから、当初見込みより改修費用が少なかったことによるものでございます。節区分25積立金3,500万円の増額につきましては、介護保険給付実績見込みに伴うものでございます。介護給付実績が想定より少なくおさまったことなどにより生じた余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金7,831万円の減額につきましては、説明欄記載の居宅介護サービス給付費6,080万円、地域密着型介護サービス給付費810万円、介護予防サービス給付費401万円、地域密着型介護予防サービス給付費540万円の給付実績見込みによる減額でございます。

目2施設介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金3,400万円の減額につきましては、説明欄記載の特定入所者介護サービス費1,040万円及び施設介護サービス給付費2,360万円の給付実績見込みによる減額でございます。

10ページをお願いします。

款3地域支援事業費、項2介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節区分19負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄記載の訪問型サービス費600万円、通所型サービス費850万円、介護予防ケアマネジメント費500万円の給付実績見込みによる減額でございます。

項3包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費、節区分13委託料350万円の減額につきましては、説明欄記載の地域自立生活支援事業委託の実績見込みによる減額でございます。節区分19負担金、補助及び交付金400万円の減額につきましては、地域包括支援センター事業に係る派遣職員に対する人件費等の補助金でございます。年度内に職員の異動または職員1名が産休に入ったこともあり、当初予算見込みより減額となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第12号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第13号 専決処分（平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第16、報告第13号専決処分（平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 報告第13号専決処分（平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

報告第13号について御説明を申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年3月31日に専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条、平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算という」）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正するものでございます。

まず、収入につきましては、第1款病院事業収益、既決予定額22億3,103万1,000円から補正予定額483万3,000円を減額し、22億2,619万8,000円とするものです。内訳につきましては、第

2 項医業外収益、既決予定額 3 億3,948万9,000円から補正予定額483万3,000円を減額し、3 億3,465万6,000円とするものです。

支出につきましては、第 1 款病院事業費用、既決予定額22億7,661万6,000円に補正予定額3,916万円を増額し、23億1,577万6,000円とするものです。内訳につきましては、第 1 項医業費用、既決予定額22億1,640万2,000円に補正予定額3,916万円を増額し、22億5,556万2,000円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条中、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を6,459万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものです。

まず、収入につきましては、第 1 款資本的収入、既決予定額26億7,534万円から補正予定額2 億8,803万8,000円を減額し、23億8,730万2,000円とするものです。内訳につきましては、第 1 項企業債、既決予定額12億650万円から補正予定額 1 億4,050万円を減額し、計10億6,600万円とするものです。第 2 項負担金、既決予定額12億7,864万円から補正予定額 1 億4,753万8,000円を減額し、11億3,110万2,000円とするものです。

支出につきましては、第 1 款資本的支出、既決予定額27億3,152万8,000円から補正予定額 2 億7,962万8,000円を減額し、24億5,190万円とするものです。内訳でございますが、第 1 項建設改良費、既決予定額27億1,311万円から補正予定額 2 億7,962万8,000円を減額し、24億3,348万2,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書です。

内容につきましては、1 ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

収益的収入及び支出でございますが、款 1 病院事業収益、項 2 医業外収益、目 2 他会計補助金、補正予定額37万3,000円の減額、目 3 負担金及び交付金、補正予定額446万円の減額は、事業費確定による減額でございます。

支出でございますが、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費、既決予定額12億6,232万2,000円に補正予定額3,916万円を増額し、13億148万2,000円とするものです。内訳でございますが、節16退職給付引当金繰入額3,916万円を増額するものであります。退職給付引当金につきましては、将来的な退職金の支払いに備えて年度末での負債額を計上するもので、年度末時点で仮に在職職員が退職した場合の退職給付金を算定し、さらに退職手当事務組合での積立不足額が生じる場合はその分も上乘せした金額を引き当てることとなっております。

歳出に関しましては、年度末時点の在職職員分に加え、毎年翌年 4 月に退職手当事務組合で算出される積立不足額が必要となり、不確定な部分があることから、当初予算では計上してなかったことによる増額であります。

4 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債、補正予定額1億4,050万円の減額につきましては、建設改良事業の確定によるものです。

款1 資本的収入、項2 負担金、目1 他会計負担金、補正予定額1億4,753万8,000円の減額につきましては、建設改良事業の確定によるものでございます。

支出でございますが、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 建設改良費、既決予定額1,000万円から補正予定額1,000万円を減額するものです。内訳でございますが、節1 工事請負費で500万円、節2 備品費で500万円をそれぞれ減額するものでございます。その要因といたしましては、節1 工事請負費につきましては、平成29年度において旧病院施設維持に係る補修工事がなかったことによる減額でございます。また、節2 備品費につきましては、既存の医療機器の故障等に備え予算計上しておりましたが、更新するものがなかったことによる減額でございます。

目2 新病院建設事業費、既決予定額27億23万4,000円から補正予定額2億6,962万8,000円を減額し、計24億3,060万6,000円とするものです。内訳につきましては、節1 備品費1億3,450万8,000円、節3 病院施設整備費1億3,512万円をそれぞれ減額するものであり、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第13号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開15時。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時43分 休憩

14時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 報告第14号 平成29年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（中岩和子君） 日程第17、報告第14号平成29年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第14号平成29年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、平成29年度予算に計上している事業のうち、平成30年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款2総務費の社会保障・税番号制度システム改修事業から款10災害復旧費井谷1号線道路災害復旧事業まで11件の事業で、合計金額16億2,063万7,000円、うち翌年度繰越額は1億6,882万1,000円で、財源内訳は既収入特定財源が0円、未収入特定財源は国県支出金8,865万6,000円、地方債3,540万円で、一般財源は4,476万5,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第14号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 報告第15号 平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について

○議長（中岩和子君） 日程第18、報告第15号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 報告第15号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書。

款1資本的支出、項1建設改良費、予算計上額が4,730万円、29年度中に支払い義務が発生した医療機器メーカー等による精密医療機器移送分が935万6,040円、そして翌年度繰越額が3,033万円となります。財源は、他会計負担金1,516万4,000円、損益勘定留保資金1,516万6,000円となっております。翌年度繰越額3,033万円は、運送会社へ委託した新病院移転業務委託に係るものです。建設改良費の繰り越しに関しましては、支払い義務の発生が翌年度になることが明白な場合は、翌年度にわたる契約を締結し、年度末に翌年繰り越しを行っても差し支えないものとされております。新病院への患者移送、什器備品や書類の移送に関しましては年度をまたいだ業務となったことから翌年度に繰り越すものです。地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第10号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 報告第16号 専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第19、報告第16号専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課副課長仲君。

○総務課副課長（仲 紀彦君） 報告第16号専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

これにつきましては、森町長辞職に伴います5月15日告示、5月20日投票日の那智勝浦町長選挙に係る費用につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成30年4月5日付で専決処分をさせていただいております。

次のページをお願いします。

平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,350万円とするものでございます。

町長選挙につきましては結果としましては無投票でございましたが、投票があるものとして予算計上をさせていただきました。さらに、当該予算につきましては町議会議員補欠選挙がもしあった場合のことも想定してございまして、ポスター、掲示板関係等の一部予算につきまして増額をして計上をさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、補正額は1,120万円で、歳入合計は補正前の額88億3,230万円、補正額1,120万円、計88億4,350万円となっております。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、補正額は1,120万円で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算、事項別明細書でございます。

1、総括、このページの歳入及び次のページ、5ページの歳出につきまして、それぞれ1,120万円の増額をお願いしてございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳でございますけれども、一般財源が1,120万円となっております。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税1,120万円は、この選挙に係る費用の財源としまして、歳出予算額と同額を計上してございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目4町長選挙費、補正額1,120万円につきましては、節1報酬から次のページの節19負担金、補助及び交付金まで、この選挙に係る費用としまして説明欄記載のとおり計上をさせていただいております。

7ページに戻っていただきまして、節1報酬から節9旅費までは説明欄記載のとおりでございます。節11需用費132万7,000円は、投開票事務に係る消耗品費や食料費等で、備考欄のとおりでございます。節12役員費207万1,000円は、入場券や選挙運動用はがきなどの郵送料、投票用紙分類機の読み取りデータ作成手数料などでございます。節13委託料99万8,000円は、町内154カ所のポスター掲示場設置、撤去及び管理委託の費用でございます。

なお、町議会議員補欠選挙分としまして33万3,000円を増額させていただき、99万8,000円で計上してございます。

節14使用料及び賃借料135万9,000円は、備考欄記載のとおり、会場借上料を初めコピー機借上料やポスター掲示板借上料などとなっております。

なお、ポスター掲示板借上料につきましては、町議会議員補欠選挙分としまして58万2,000円を増額し、116万5,000円を計上してございます。

8ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金30万2,000円は、病院や老人施設等で不在者投票が行われた場合、その施設へ投票管理事務費用としまして当該施設へ交付するものでございます。

9ページ以降にこの選挙費に係る報酬、職員手当に関する給与費明細書をつけさせていただいてございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第16号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第47号 那智勝浦町まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第20、議案第47号那智勝浦町まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議案第47号那智勝浦町まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町まちづくり応援寄附金条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。第2項、前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は寄附された寄附金を基金として積み立てず、寄附金が寄附された当該年度において、第1条に規定する目的を達成する事業の経費に充てることができる。

附則、この条例は平成30年7月1日から施行する。

関係資料といたしまして、新旧対照表をつけさせていただいております。

今回の改正につきましては、ふるさと納税の寄附金をより柔軟に活用できるよう改正するものでございます。内容につきましては、現行規定ではふるさと納税の寄附金については全て基金に積み立て、その後、取り崩して事業に使うこととなっておりますが、本改正により、寄附金の全額を基金に積み立てるのではなく、町長が必要とする事業の経費に寄附金をまず充当し、残った金額を基金に積み立てることができるようにするものです。

この改正により、ふるさと納税の返礼に係る費用についても、今までのように一般財源を使うのではなく、ふるさと納税の寄附金を使い、支出することが可能となり、一般財源の負担軽減が図れることとなります。

なお、このような運用につきましては、他の自治体でも同様に実施されているところでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 4 8 号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第21、議案第48号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議案第48号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法の改正による町民税の非課税の範囲、製造たばこの区分、課税標準、税率等について那智勝浦町税条例を改正するものです。

改正の資料について、関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの資料のほうでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料の 1 ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正内容を記載してございます。

資料中、線で囲んだ枠内は主な内容を説明したものでございます。

1 番目の線で囲んだ枠内をお願いします。

第23条は、町民税の納税義務者等について規定したもので、第 1 項は法律改正にあわせて所要の規定の整備を行うものです。

第 3 項は、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものです。

施行日は、平成32年 4 月 1 日です。

第24条は個人の町民税の非課税の範囲を規定したもので、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所要要件を125万円から135万円に引き上げること、均等割について非課税措置の対象となる所得の限度額を10万円引き上げることとしたものです。

施行日は、平成33年 1 月 1 日です。

第34条の 2 は所得控除について規定したもので、基礎控除額に前年の合計所得金額が 2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用はできないこととする所得要件を創設する改正を行うものです。

施行日は、平成33年 1 月 1 日です。

第34条の 6 は、調整控除について規定したもので、調整控除額に前年の合計所得金額が 2,500万円を超える所得割の納税義務者については調整控除の適用はできないこととする所得要件を創設する改正を行うものです。

施行日、平成33年 1 月 1 日となっております。

関係資料2ページをお願いします。

第36条の2は、町民税の申告について規定したもので、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとしたものです。

施行日は、平成31年1月1日です。

第48条は、法人の町民税の申告納付について規定したもので、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定するものです。

施行日は、平成32年4月1日です。

関係資料5ページをお願いします。

第94条は、たばこ税の課税標準について、法律改正にあわせて改正するもので、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする等の規定の整備を行うものです。

これにつきまして、加熱式たばこは現在製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されていますが、今回の改正で加熱式たばこの課税標準を加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって紙巻きたばこの0.5本に換算する方法と、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって0.5本に換算する方法により換算した紙巻きたばこの本数の合計数とすることとするものです。

この改正につきましては、激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに5段階で実施することとされております。

第1条では、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの加熱式たばこの課税標準を現行の方法により換算した紙巻きたばこの本数に0.8を乗じた本数及び新たな方法により換算した紙巻きたばこの本数に0.2を乗じた本数の合計数とするものです。

施行日は、平成30年10月1日です。

以下の条では、段階ごとに新たな課税方式による紙巻きたばこへの換算を5分の1ずつふやすものとなっています。

第95条は、たばこ税の税率について、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものです。

施行日は、平成30年10月1日です。

関係資料5ページに段階ごとの税率を示させていただいています。

現行では1,000本当たり5,262円のところ、平成30年10月1日から5,692円、平成32年10月1日から6,122円、平成33年10月1日から6,552円となり、段階ごとに本議案の1条、3条、4条において改正を行うものです。

第96条は、たばこ税の課税免除について規定したもので、第92条の条ずれに伴う措置を行うものです。

施行日は、平成30年10月1日です。

関係資料6ページをお願いします。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続について規定したもので、第94条において定義語を置

いたことによる規定の整備を行うものです。

施行日は、平成30年10月1日です。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について、法律改正にあわせて所得割非課税限度額の引き上げを行うものです。

施行日は、平成33年1月1日です。

附則第10条の2第26項は、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械設備等について、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間、固定資産税の課税標準に乗ずる割合をゼロに定めるものです。

施行日は、生産性向上特別措置法の施行の日です。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴う条ずれ対応を行うものです。

施行日は、平成31年1月1日です。

関係資料6ページ、第2条、那智勝浦町税条例の一部を次のように改正する。

第94条は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの加熱式たばこ税の課税標準について整備を行うものです。

施行日は、平成31年10月1日です。

関係資料7ページをお願いします。

附則第10条の2は、項ずれによる改正を行うものです。

施行日は、平成31年4月1日です。

第3条、那智勝浦町税条例の一部を次のように改正する。

第94条は、平成32年10月1日から平成33年9月30日までの加熱式たばこの課税標準について整備を行うものです。

施行日は、平成32年10月1日です。

第95条は、たばこ税の税率について整備を行うものです。

施行日は、平成32年10月1日です。

第4条、那智勝浦町税条例の一部を次のように改正する。

第94条は、平成33年10月1日から平成34年9月30日までの加熱式たばこの課税標準について整備を行うものです。

施行日は、平成33年10月1日です。

第95条は、たばこ税の税率改正について整備を行うものです。

施行日は、平成33年10月1日です。

第5条、那智勝浦町税条例の一部を次のように改正する。

8ページをお願いします。

第93条の2の改正は、たばこ税の新たな課税標準への段階的な移行の完了に伴い、規定の整

備を行うものです。

施行日は、平成34年10月1日です。

第94条は、たばこ税の課税標準について、段階的な移行の完了に伴い、規定の整備を行うものです。

施行日は、平成34年10月1日です。

附則第5条の改正は、平成27年度税制改正で講じた旧三級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものです。

施行日は、平成30年10月1日です。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置を、3条以下に町たばこ税に関する経過措置、今回の改正で3回の税率の見直しが行われるたばこ税の引き上げに伴う手持ち品課税に係る町たばこ税に関する経過措置を定めてございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 最初の、関係資料のところの説明していただいた最初の括弧の1番目と2番目、それから3番目の括弧の、枠の中に書かれている分ですが、125万円から135万円に改めることによってどんぐらいの方のところそういう減額というんか、影響が出てくるのか、ちょっとお知らせください。世帯数と人数で教えてください。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

非課税措置等の改正につきまして、どれぐらいの影響があるかということでございますが、こちらの平成33年度課税分から所得税法の規定が個人住民税にも適用となることで、給与所得控除と年金所得控除が10万円引き下げられることにより、所得金額が10万円ふえることにはなってきます。

ただし、基礎控除へ同額振りかえ等が行われることとなっておりますので、町民税の増額はございませんが、所得金額が増となることから、町民税の非課税措置の所得要件をそれぞれ引き上げるような、引き上げる改正が行われているものです。それが125万円から135万円に当たるものでございます。

そして、それ以下の分でどれぐらいの人がいるかということでございますけども、障害者、今125万から135万円の引き上げる間におられる方は19名ほど、28年度の資料ですけど、いらっしゃったんですけども、そのうち125万円から135万円で、これは給与所得、年金所得の方は税額には影響はないんですけども、それ、給与、年金以外の所得の方については、こちらの税額にも影響出てくるということですけども、その影響出てくる方につきましては1名で、町民税7,100円ほど、均等割が28万円から38万円の間にしましては、給与、年金所得以外の方で課

税されてる方は39名、おおよそ21万円ほど、2,500万円以上の方はおおよそ10名ございます。それで、基礎控除の影響を受ける方は約17万円、2,500万円以上で調整控除の影響を受ける方は1万6,000円ほどになってきます。こちらは2,500万円以上の人については、税額のほうはこちらのほうはふえてくる、税額の収入のほうはふえてくる形となります。給与、年金所得以外の方で所得割控除の影響を受ける方は10名で2万8,000円ほどになってまいります。

そのような差し引きをいたしますと、町民税の影響は28年度に当てはめた場合、5万円ほど収入が、税収のほう下がってくるということになってきます。全体で5万円ほどの影響があるという程度の試算をしております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済いません。加熱式たばこについてちょっとお聞きします。

これは区分分けされたのが今回で、施行が32年4月1日ということは、今その税収として加熱式たばこというのは、たばことしての税金がかかってない。ちょっとその辺教えていただきたいのと、たばこ税に関して、ちょっとこれと外れるんですけど、例えば町外に事業所を持って町内でたばこを販売されてるとこのたばこ税っていうのはどこに入ってくるもんなんかなと、その辺、2点済いません、お願いします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 1つ目の質問でございますけれども、加熱式たばこにつきましては、現在、現在と申しますか、現在はパイプ式たばこのほうに分類されております。それで、そのパイプ式たばこに分類されている中で、製品重量が1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されております。それがちょっと製品重量が軽いことから紙巻きたばこに比べて税負担が低いことや、加熱式たばこの間でも製品重量に差があることから税負担が異なっているというようなことで、課税の公平性の観点からの課題を解消しようという改正でございます。

そして、町外への販売されている分についてはどうなっているかということでございますけれども、町たばこ税は販売店のある町への収入となることになっております。町外の販売店へ卸されたものにつきましては町外の収入ということになってまいりますので、町内での購入をお願いするところでございます。

以上でございます。

申しわけございません。

町外の事業者の、町外の卸売業者、ちょっとそのたばこの卸売業者が町内の販売店のほうへたばこを卸したときに、その販売店がある町へたばこ税が入ることになっております。

ですんで、町外の卸売業者ということでありまして、町内のほうの小売店へ卸された場合は町内の収入ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 販売になるんかわからんですけど、パチンコ屋さんのたばことかというのはどういう規定になってるんですかね。販売じゃないのかな、あれは。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

先ほど答えたとおりで、その卸売業者から小売店の販売業者へ卸される場合に係るという規定があるところでの分で処理してることで、たばこ税がパチンコ店等であるとかについては、ちょっと詳細については現在ちょっと承知しかねております。申しわけございません。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第48号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第49号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第22、議案第49号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第49号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

〔議案第49号朗読〕

今回の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、後ほど御審議いただく議案第52号平成30年度一般会計補正予算に計上しております天満保育園建設に係る私立保育施設整備事業について国の保育所等整備交付金の交付を受けるに当たり、過疎地域自立促進計画へ計上することにより、より事業者にとって有利な条件となることから、過疎地域自立促進計画にこの事業を

追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）でございます。

表の左、区分として4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。

その右隣が変更前、またその右隣が変更でございます。

変更の区分をごらん願います。

事業名の欄、(8)過疎地域自立促進特別事業の前に、事業名(3)児童福祉施設保育所、事業内容、私立保育施設整備事業、実施主体、宗教法人を追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第50号 那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定について

○議長（中岩和子君） 日程第23、議案第50号那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第50号について御説明申し上げます。

〔議案第50号朗読〕

那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうは、平成18年度より社会福祉法人紀友会を指定管理者として指定し運営してまいり、平成28年4月1日より社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協

議会を指定管理者として指定し運営してまいりましたが、那智勝浦町社会福祉協議会から今後の経営継続が難しいという理由により、平成30年3月31日をもって辞退届の提出がありました。

今回、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に基づき募集し選定した結果、株式会社アシストエイトを指定管理者として選定させていただきたくお願いするものでございます。

施設の概要でございますが、名称那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆう、所在地、那智勝浦町大字庄520番地、構造、鉄骨づくり、平家建て、延べ床面積827.12平方メートルでございます。

今回の指定につきましては、平成30年4月1日現在において町内に事業所を置き、介護サービスの提供を行っている法人を対象に指定管理者の募集を行いました。募集方法といたしましては、ホームページへの掲載と町内に介護事業所を開設している法人へ案内文書を送付いたしました。その結果、2社の法人から応募がございました。

指定管理者としての選定につきましては、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの適切な維持及び管理及び管理に係る経費の削減が図られるものであること、管理を安定して行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること、以上を基準に書類審査と5月23日に5人の選定委員により行った面接により選定したものでございます。

選定しました株式会社アシストエイトにおきましては、新宮市で2カ所、那智勝浦町で1カ所の事業所を経営しております。

選定理由は、広い施設を活用した利用者のレベルに合わせたトレーニングなどのサービス提供により利用者の心身機能の維持向上が図られること、地域住民交流拠点としての活用が図られていること、また安定した経営であることから、設置された目的が達成できると評価され、選定されたものでございます。

つきましては、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者として株式会社アシストエイトを指定させていただきたくお願い申し上げます。

なお、指定期間につきましては、前回の指定期間と同様の3年間に前指定管理者の残期間を加えました平成30年9月1日から平成34年3月31日までの3年7カ月でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） この指定管理についてちょっとお聞きします。

以前、田満地とかの指定管理やったら事前に担当の委員会のほうにある程度説明してくれて、募集要項とかこういう感じで募集しますとか、まあ例えば賃貸で貸すんやったら賃貸の金額はこのぐらいでっていう考えで担当の委員会に説明していただいたと思うんですけど、今回

それなしでこういう形になってあるんですけど、こういうやり方はどんなにかいなと思うんで、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

委員会での報告でございますが、申しわけございませんけども、3月の委員会のほうで辞退届が出ておりますという報告はさせていただきましたが、このような募集要項で報告、募集するというような報告はしておりません。申しわけございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第51号 勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者の指定について

○議長（中岩和子君） 日程第24、議案第51号勝浦漁港にぎわい市場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第51号について御説明いたします。

〔議案第51号朗読〕

勝浦漁港にぎわい市場につきましては、平成30年6月23日にオープンを予定しているところでございます。

運営管理につきましては指定管理者を置いて行うほうが好ましいと考えまして、公募の要件といたしまして、にぎわい市場に出店を予定している法人として5月2日から5月11日まで町ホームページにおいて募集をいたしてございます。その間、1社の応募があり、その後選定審

査会におきまして提出された計画書等の書類を審議し、5月24日に町長を交えましてヒアリングを実施いたしました結果、議案のとおりお願いするものでございます。

今回の指定管理者につきましては、にぎわい市場に出店される方3名が理事等となっている法人でございまして、管理運営に当たって、経営方針にはマグロを中心とした地域食材の高付加価値化への取り組みや観光客へのおもてなしを掲げております。イベントスペースでのマグロの展示及び解体を毎日見られるようにすることや夏場の夜間営業、料理教室、市場見学ツアーなど自主的なサービス向上とチラシやポスターの配布、旅行会社へのアプローチなど集客対策も計画しておりまして、にぎわい市場を中心とした観光客の町なかへの誘導にも期待できるところでございます。

また、聞き取りの中では、指定管理の指定を受けることができれば法人の構成員として出店者全員を会員にしていきたいとの意向もお聞きしており、出店者全員が運営に携わるという経済常任委員会でも報告してきております町の考えにも合致するところから、適任であると考え、今回指定管理の指定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） ちょっとお伺いします。

ただいまの説明では公募されたと、こういうことで、公募っていうのは、そういう地方紙とかそういうものには掲載、公告される、なんだということもあるんですか。大丈夫なんですか。

それで、募集期間が5月2日からということで、幾つの団体が応募してこられたのか教えていただきたいと思います。

それと、この選定に当たってどのように審議されたのか、どういうメンバーで何を審議されて、この結論に至ったのか、そこをきちっと教えていただきたいと思います。

それと、この推進協議会の法人ですけども、これはいつ設立されたんですか。それで、どのような方々、職種で言いますとどのような方々がメンバーの中に入ってるんですか。何名の方で構成されてるんか、1回お教えいただきたいと思います。

ですから、この公募につきまして、公募ということはいろんな規約が、規則があると思います。選定の基準、資格というもの、いろいろ。それと、この3条には、指定の手續の3条には、条例の3条には、管理を行う公の施設の事業計画書、さらには収支計画書、当該団体の経営状況に関する説明の書類というものが備えられて提出されてあると思います。そこらの審査の結果をきちっと教えていただきたいとかように思いますけども、よろしく御答弁いただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

公募の件につきましてでございますけれども、今回の公募につきまして、オープンまでの期間が非常になくて、そしてまた町長不在ということでかなり苦慮したわけでございますけれども、そういった中でこういった形をとらせていただきましたが、議員おっしゃいますとおり、公募につきましては広く公募することが基本になってございます。今回も公募することによって広報にも役立ったのではないかとございまして、私ども反省をしているところでございます。

ただ、今回の指定管理の指定をお受けいただく法人につきましては、計画書もしっかりしておりまして、朝市からの実績のある方も理事の中にも入っておられるということで適任であると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、この間の応募につきましては、先ほどの説明でも言わせていただきましたけれども、1社の応募があったということです。1社です。この法人のみでございました。

それから、選定の中身ということでございますけれども、議員先ほどおっしゃいましたとおり、条例にありますとおりの事業計画書なり収支の計画書ですね、そういったものを全て提出していただいて、それによって選定をしております。中身につきましては、勝浦漁港にぎわい市場に関する事業計画書と、それから管理に関する業務の収支計画書、そして自主事業計画書、それから自主事業予算書を提出していただいております。この中身については、私農林水産課長と、そして総務課長と副町長3名においてこの中身を審査して選定をさせていただいております。

そして、この法人が設立をいつしたかということでございますけれども、設立年月日につきましては平成29年9月19日と登記のほうではなっております。

そして、構成員につきましては、代表の垣内さん初め3名で構成されておまして、水産業関係の方とあと、水産業の方2名ですかね、3名とも今回にぎわい市場のほうに出店を予定をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） この条例に基づいたことを本当にやっていただいたと、こういうことでありますけれども、この当該団体の経営状況を説明する書類もあるんですね、提出されてあるんですね。

それと、その募集要項が僕は徹底できてなかったというように思うんですよ。だから、インターネットか何というんか知らんけども、そんなようなことで公募ができるはずないですよ、でしょ。やっぱり我々は官報とか、にもいかなくても地方紙はあるんですから、そういうときの募集はきちっとかけていただかんと公募にならんですよ。そう思いませんか。だから、1社になってしもたんですよ。ほかがなかったんですよ。

それと、法人っていうのは、一般社団法人っていうのは1名でも2名でもええとは思いますが、少なくとも3名の方々が、だけでしょ。それで、出店する人ばかりでしょ。

そして、この勝浦のマグロブランドの推進協議会っていうんですけれども、魚商の組合長はこ

のことについて何ら興味持ってませんし、外されたんか、自分から退いたんか知りませんが、このことについては余りいい感じで受け取っておりませんわ。

ですから、魚商の方々は、すごく心配してるんですよ。ですから、我々議会もこのことを通すのに大変な責任感を持っていかなあかんと思うんです。そこらをもう少し何してほしいと思います。

そして、この選定の審議機関というようなものも3名でやられたと、こういうことでありますけども、もう少しメンバーをふやして、5名、6名のメンバーの中でもうちょっと検討してほしいかと思うんです。

僕は、ほかで聞いたんですよ、これ三浦三崎でこういうことがあったんです。ですけども、議会で同意したら尻は議会へ来るでということではしてないんですよ、指定管理者を。同じようなことです。議会の責任を問われると、こういうことで三浦三崎はやってないんです。

そこらの見解があると思うし、そして今からしようとするにぎわい市場、すごく不安定な要素がいっぱいあると思うんです。ですから、いろいろ僕あたりにも苦情が届いておるんですよ。

ですから、この3名のうち、出店するっていうことでありますけども、半数、施設の半分、13区画あるうちの6区画ぐらいその人らで使ってくれるようになってるんでしょ、違うんですか、満杯になったんですか、もう。ここらがすごく心配してるし、そしてただマグロだけっていうのは、物すごく心配することが多い、何ですよ。

それで、課長前にもおっしゃってましたですけど、土曜日もやるということであんたおっしゃってましたね。土曜日やとマグロの水揚げないんですよ、休みなんです。そこへ町外の人、観光客が来て、マグロの、生のマグロ、水揚げできてないものを見ながら、やっぱりその施設の中を巡回してくれて見学してくれるのが、僕はすごくにぎわい広場やと思います。マグロが一匹も市場の中に揚がってない土曜日なんかは僕はあかんと思うけど。

そこらあたりをもう一遍、あなた方がどういうふうな見解で土曜日をやるということで、そして一番難しいのは、9時から4時までの営業ですか、開店時間ですか、そこらも教えてほしいと思いますけど。この13施設の中に、今申し込みはどんだけあるんですか、満杯になったんですか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

まず、広報の関係ですけども、議員先ほども答弁させていただいたとおり、基本的にはもう少し広く広報するのが基本やとは私どもも考えてございまして、深く反省しているところでございます。申しわけございません。

そして、経営状況を示す書類といいますのは提出されておられません。この法人につきましては、まだ経営状態には入っておりませんので、そういう書類がございません。

ただ、にぎわい市場を指定管理にするに当たって、収支の見込みであるとか、そういったものを提出していただいております。

それから、区画についてでございますけども、テナントのほうは3つまだあいた状態でございます、後ほどまた議案のほうで出てくると思うんですけども、そちらのほうを直売コーナーにかえて営業をするといったような形にしていきたいと思っております。

そして、休みについてなんですけども、土曜日については市場がお休み……。

○11番（森本隆夫君） マイク上げて。

○農林水産課長（在仲靖二君） 済みません。土曜日については市場が休みということで、当然マグロは揚がっておりません。そしてまた、火曜日のほうも太物が休みかと思えます。

そういった中で、土曜日は観光客さんの、当然土日は平日よりも多いということで、土曜日を営業いたしまして、火曜日のほうはお休みにさせていただくというような方向で話しております。

土曜日については、市場のほうも当然休みですけども、観光客さんが多いということで、にぎわい市場のほうはあけていきたいという考えでございます。

それから開店時間のほうでございますけども、当初6月からは朝8時から午後3時までということで計画をさせていただいております。

ただ、夏場とかは夜間営業なりを期間限定でイベント的にはやっていただけるというようなことも聞いてございます。

以上でございます。

○11番（森本隆夫君） 答弁漏れ。13施設のテナント、みんな入ってあるんか。

○農林水産課長（在仲靖二君） 済みません。先ほど3カ所ほどまだ入っていないという状況でございますと答弁させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 課長、この所在地なんですけども、推進協議会の。6丁目6番9というたら、あの市場の中ですか。にぎわい広場の中ですか。どこのことを指してんですか、これ。この代表者の垣内さんは、個人宅はここじゃないですよ。どこを指してこれ提出してるんですか。市場、あのにぎわい広場の中ですか。中へこの協議会を置くんですか。そんなばかなことないでしょう。やっぱり代表者が、代表理事やったら自分とこの住所を置かないかんのちゃうん。ちゃんと協議会の会をあの中へ置くっていうのもこれも妙な話ですね。あの中ですか。

○農林水産課長（在仲靖二君） にぎわいの中ではないです。

○11番（森本隆夫君） にぎわい広場の中ですか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

築地6丁目6番9号という地番は、この法人の理事の一人であります方の住所でございます、そちらのほうにこの協会の事務所を置いているということでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

9 番 亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 先ほど課長からの報告の中で、経済常任委員会にも報告したというような文言がありましたので、二、三の報告の中での経済の分、進みぐあい、経過と、それ以降のまた経済に対して今行ったものに対する私どものちょっと苦言といいますか、注文を言っておきたいと思います。

このにぎわい市場は、平成28年12月に予算を得てやり出したわけですね。29年度でやったと。我々経済常任委員会は、その28年10月に、10月24日から1泊2日の中で鳥羽のマルシェを視察しております。これは同じような施設でありました。

その中で、私どもも視察した中で学んできたことは、やはり町が管理するのではなしに、指定管理者を置いてやるべきではないかというのが特に感じたのが、鳥羽市においてはそういった施設を漁協とJAの農協が資本金3,000万円ずつ出して6,000万円で指定管理者をやったというのを勉強してきたところですよ。これは非常にええ案やなど、やり方やなどということを踏まえて、上で、今回の12月のそのふるさと創生の中の予算でやってきたという認識してます。

それ以降、経済の常任委員会の中でいろいろと問題点、いろいろやった中で、この計画、設計の中の計画があった経過の中で、我々も当局側に対して、出店者、構造というような問題点を各委員の意見がありました。

そういった中において、それが執行者であります当局側の長に伝わったかどうかはわかりませんが、その後の経過としては、先ほど課長言ったような、出店者組合の中で個人ではできないんで、それで会社を法人としての会社を立ち上げて指定管理者をやりたいというような説明は受けたところです。それによって、私らはそうであるかなというふうな形の中でやってきたんですけども、今回のそういったこの議案を見たところ、先ほど11番議員も申しましたけども、この募集要項ですね、管理者の募集要項、募集を出してますよね、これが町のホームページだけでやっております。これが5月2日から11日までの、日にち的に言えば10日間ですよ。その10日間の中で、この募集要項の中ではその10日間の中で問い合わせ等は土曜、日曜、祭日を除くということになってます。その10日間の中で、3、4、5、6は祭日、休みです、日曜日、土曜日です。そういった中で、実質営業するとか、事務できるのは6日間しかないんですよ。その間の中で、この募集は、募集をしなさいよ、それで計画を出しなさいよ、いろいろな書類を出しなさいよ、それもその11日の間です。それが普通として普通の公募の方式としては、もしそれをやって一個人が、ああこれはええなと思っても、それから先にこの計画書とか、そういった提出書類を作成するのはほとんど無理な状況だと私は考えます。

そういった中で、私らは思うのは、まずそういった経済常任委員会の中でそういう報告をした中でも、やはりこういう募集はするよとか、いろんな、したよとか、そういう報告を事前にいただいておれば、私らもまあ委員会開くのではなしに、私からでもみんなにこういうふうにするよというような了解も得れたと思うんですけども、とっぴにこれ出てきたんで、私らも正

直戸感ったところがございます。

そういったことも踏まえて、ここにある、今不思議に僕も思ったんですけど、1社しかなかったということでもあります。それは、課長、先ほど説明した中で、にぎわい市場の出店者の中でやりたいと、指定管理者をやりたいとなれば、この公募してもこの公募の中の応募資格というところの中では、にぎわい市場に出店している者、または出店予定の者、法人とか、というふうなうたい方をしてますよね。そうなったときには、出店者組合がやるというような方向性で行ったら、そら当然1社になりますよね。ほかからは資格ないようになってきますよね。

ましてや、僕はこれ、疑われる要素が出てくる可能性があるのは、この会社、法人ですね、社会法人ですか、那智勝浦町まぐろブランド推進協会、この会社がですよ、5月2日に公募をして11日まで公募した中で、5月3日付の新聞紙上にオープニングスタッフ募集って上げたんですよ。5月3日っていうことは、5月2日の夕刊なんですよ、ここら辺は。何で町が公募した途端にこれはその日にもう公募、こっちもやってるんですよ。正直言ったら、これありきになって疑われて仕方ないというふうな形があるんで、もっともその選定においては十分配慮した中で、私もその指定管理者の公募の条例を見た中では、第3条の中では公募するという形であると思うんです。しかし、今の説明の中では、にぎわい拠点の中でやろうとしてるんならば、その募集、公募ではなしに、まずは言えば5条の中で指定、1社指定でいけるような方法もあると思うんですよ。そうしなければ、もうこんな状況になったときに、このような説明しても普通納得し切れないと思うんで、今後十分そういった方法の中で、常任委員会に報告したんなら最終的にもうこういうふうな形があるよというような、以前にも予算の変更の中では私どもに議会、会期以外でも報告して委員会も開いたこともありますんで、今後そういったことを踏まえた中で、課長も謝っておられましたけども、十分配慮した中でやっていただきたい、そのように考えますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 東君。

○12番（東 信介君） さっき亀井さんの質疑の中で、募集要項をいただいているみたいで、やっぱり契約についての質疑なんで、この募集要項のほうもやっぱり関係資料として出していただきたいんですけど、議場で、議場内配付してもらいたい。

○11番（森本隆夫君） 議長、休憩。

○議長（中岩和子君） はい、休憩。休憩します、ちょっと。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時20分 休憩

16時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 先ほど資料といたしまして、勝浦漁港にぎわい市場指定管理者募集要項と勝浦漁港にぎわい市場指定管理業務仕様書をお配りさせていただいたところござい

ます。

そして、9番議員の御質問でございます。

経済常任委員会の中で、この視察以降、いろいろ我々も御相談させていただいてた中で、オープンも間近ということでこの5月に公募をさせていただかないと間に合わないということで、こういった形になったことを深くおわび申し上げます。そしてまた、経済常任委員会はいつでも開けるといことで認識をしておった中でございますけども、今後も気をつけて、こういった場合、随時また経済常任委員会の委員長さんのほうに御相談をかけさせていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

また、5月3日の新聞に関してでございますけども、私どももこの新聞の記事、募集の記事ですね、これ見たときにかなりびっくりしたわけでございますけども、こちらについては人員配置等で当然業務の担当者等要るということを前提でこの法人さんが募集したものやとは思いますが、町としては関知していないところでございまして、詳しくはちょっとわかっていないところでございます。

今後、この法人さんに対しまして、指定管理を受けていただけるのであれば、御可決いただけるのでございましたら、こういった点、いろいろな点をまたこちらの方も指導していきたいと考えてございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ぜひと皆さんに理解が得られるような方法で今後ともやっていっていただきたいと思いますが、その中で、経過の中で、ある程度先ほど11番議員も言われてましたけども、我々委員会の中の委員のほうも、その近隣のというか町内の仲買さん、魚商さん、そういう商店さん含めて、あそこへにぎわい市場できるよ、そういった中の出店が出てくるよということで危惧を持った商店さんがおるわけですね。それは委員会でも指摘させてもらったと思います。それで、十分周辺の理解ももうた、説明もしてほしいよということをやらせてもうた、そういった形の中の方法、理解も得ておるんか、またあそこには出店者組合と実行委員会ありますわね、あの中に、別に。実行委員会にもこのことは報告しておるんか、実行委員会にも報告せずにして自分たちだけでやってあるんか。やっぱり実行委員会は、話聞くと相当な権力を持った実行委員会やというふうに僕らは理解したんやけども、そこら辺の対応はどんなにしてあるんか、その点をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

近隣の商店街の御理解ということで、実行委員会のほうにも築地の商店街の会長さんが加わっております。そういった中で、いろんな話をさせていただいておるところでございます。

そして、実行委員会につきましては、この5月に開かせていただきまして、そのときに以前も答弁させていただきましたが、指定管理者さんもこの実行委員会に入れていきたいということで指定管理者候補という形でこの法人さんも出席していただきまして、こういった形で運営したいのかということを実行委員会の中で報告していただきました。実行委員会の中で

も、まあ特段問題もなく行われてございます。

そして、そのときに実行委員会の要項の中で、亀井議員さんおっしゃるとおり、いろいろな権限といいますか、ありまして、3月に条例も制定しておりますので、かぶる部分がかかりありましたので、今後はその出店、出品に関して、是非といいますか、許可においては実行委員会を通さなければならないという部分だけ残した形の要項にかえるような議題で承認も得ております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これ、私らも十分、十分というか、これを非常に危惧してある中で、諸報告の中でも町長申されましたように、あれを観光の拠点とするならば、あそこへ観光客の誘客を持ってくるような運動もこの要項の中には入ってますわね。ぜひともそういった形の中で、お客さんが来られるような施策というんか、運動をぜひともやっていただきたいと。それは、指定管理者になった方がもちろんやるべきやと思いますけど、そういった形でぜひともやっていただきたいというふうに思います。

でなければ、あその流れ、漁協、たまに私らも行きますけども、あの市場の中で観光客がつい数人しか、あの2階で、見ていないというような状況がありますんで、ああいった市場を見てもらいながら、あそこでにぎわいをしていただきたいというような方向性を十分とっていただくように今後はよろしく願います。

最後に、町長はこの5月21日から執務に当たっておると思います。24日に先ほどその審議会というんですか、それもやったと思います。そういった中で、まあ前々町長の肝いりの事業やったと思いますけども、それを継承した中で、最終的にはこのにぎわい広場のこの市場の指定管理者の選定について決裁をされたと思います。

そういった観点から、今後の管理運営に対して十分配慮、お互いの配慮しながら、またこういった公募、指定についても十分配慮しながらやっていただきたい、されることを町長に望みますが、その点も町長のほうからお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） まずは先ほど来御指摘のとおり、常任委員会へのさまざまな事業の失念といいますか、相談不足、説明不足ありました。まことに申しわけなく思っております。

今後、こういったことがないようなことで運営をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

このにぎわい広場につきましては、地方創生の拠点整備事業の交付金を活用してございまして、御存じだと思うんですけども、これは地方創生のために地域の資源を活用した、そういったところで拠点を設けて地域の活性化に役立てて、そして雇用も生んで、そして人口もふやしていくという地方創生の流れの一つだと私も考えておりますし、この施設はそういうふうなことで活用していかなければいけないというふうに思っております。

この運営につきましては、専門知識を持った事業者を指定管理者とするということで、それ

がまあ一番いいのかなということで決めたわけではございますが、先ほど来御指摘のとおり、公募の告知の方法、ホームページであったと、あるいは期間が短かったと、全く御指摘のとおりで、準備不足といえますか、そういったことで大変申しわけなく思っているところでございます。加えて、また十分な広報をしていけばにぎわい広場ができるんだなというふうなことで、にぎわい市場のPRにもつながったのではないかなと、そういう意味でも大変残念だなというように思っています。

決定しました指定管理者の選定につきましては、先ほど来申し上げてますように、5月18日に事業計画や収支計画、定款等を十分に審査した結果、指定管理者にふさわしいと決定したものでございます。

その後、私が町長就任直後にぜひヒアリングしたいということで私申し出まして、5月24日に最終確定というための事業者にお越しをいただいてヒアリングを行いまして、内容を確認をさせていただきました。加えて、29日に実行委員会の開催をしまして、再度事業者にもお越しをいただいて十分な説明をして今後の運営についていろんな意見交換をして、にぎわいのあるような形でっていうようなことで十分な論議ができたんじゃないかなっていうふうに思っています。

その中で、今後も収支関係も必ずチェックをして、運営についてもきちっとチェックを入れていくということを考えてございます。

また、先ほどマグロばかりという御意見もあるやに聞きますけれども、やはり勝浦はマグロの町でございますので、マグロを中心として、マグロのいろんな食べ方、水分を抜いたり、冷凍してもおいしいんだと、そういうふうなことのPRの場にもなってもいいでしょうし、マグロと合う地元の産品、そういったものの販路拡大にもつながるようなことで、マグロだけではなくして、生鮮食、農産品、そういったことの展示販売もございますので、いろんな形で展開をしていってもらえるような指導もしていきたいと考えてございます。

それで先ほど来広報も足りないっていうようなお話もございましたし、実行委員会でも広報が足りない、パンフレットもできてないんかってかなりのお叱りも受けたところでございまして、そんな中で、議会中ではございますけれども、6月8日の金曜日に町長室で記者会見をして、この市場のPRに努めたいというふうに考えてございます。

そういう意味でも、今後このにぎわい市場について町も必ず関与して、そしてこの拠点はそこの拠点で終わるのではなくて町なかへ行く動線の一つの拠点だと。以前から観光ともいろいろ協議してるんですけども、こちらから食事をされて、足湯でコーヒー飲んでいただいて、ホテル行く人もいますし、それで朝からそういうことであれば、昼ぐらいから町なかへ散策に行ってください、そういう動線もつくっていく、またそういうコースをつくって御提案もしていく、そんなことも指示をしておりますので、ここはあくまで拠点の一つと考えてございますので、皆さん方のまた御理解をよろしく願いたいと思います。

そしてまた、今後常任委員会等でいろんな報告あるいは相談、きちっとさせていただきますので、どうか御理解をいただきまして、この件につきまして御承認いただきますようによろし

くお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） もう今急に出されて、これ全部読んで把握せえちゅうのは非常に難しいんやけどね。そもそもさっきから聞きやったら、時間がなかったら言うけどよ、その時間ないことないよ。那智の道の駅らずっとそのままやん。指定管理者にしたらどうなって言われ続けてでも、今町でしやるやろ。これも、これもね、もうちょっと僕時間を置いて指定管理者募集するよというてやったほうが何のあれもなかったやん。余りにも、ほんでここの管理者募集要項の2ページ目ににぎわい市場に出店している、または出店予定の法人その他の団体って、もう限られてくるやろ、こんなことしたったら。

これ、あのね、町長も就任してすぐやって、これに余り携わってなかったもう仕方なかったところもあるのはわかるんやで。我々もこうやって出されたら、これ採決しても責任あるんよ、町長も責任問われるよ、絶対町の中で、何であんなことしたんになって言われるわ。現実には、公募があったことすら知らん人間のほうが多いんやからね。それで、公募の期間も期間や。こんだけの間に事業計画、さあ見たらそっから事業計画つくれっていうて不可能に近いやろ。そんなんここの団体は初めからこっから募集される、公募されるっていうのを知ってなかったら、こんな書類できへんで。

ほんでこれ、ここでね、森本さんも言いやったけど、これここで採決したときに、絶対責任言われるんやて、議会も。それで、町長も言われるんやで。だから、もっと慎重にやってもらわんなんだらね。

それで、確かにこれがうまくいって、あそこが拠点となって町長に言われるようになったら、なってほしいと僕らも思たあるんやで、わかるやろ。気持ちは、何ていうかな、これもうちょっと、もうちょっとね、いたし方ないやなしに、ええ議案やなっていうぐらいの答弁いただきたいんですけどね。

○議長（中岩和子君） 時間延長します。

○8番（引地稔治君） ちょっと休憩してくれませんか。

○議長（中岩和子君） はい、休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時57分 休憩

17時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） さまざま御指摘のとおりでございまして、いろんな不備がございました。

ただし、業者選定についてもきちっとした事務手続をしておりますし、今後町としても、そ

してにぎわい市場の実行委員会としてもきちっと責任を持って今後の運営を見守っていきまし
し、必ずチェックをしながら健全運営に努めるようなことで責任をお持ちしますので、何とぞ
御採択、御承認をいただきますように重ねてよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私も今の町長の話聞きまして、今の時点で前町政のときから進められ
ていた内容なのでそれを引き継いで大変な中、新たにやろうと、新しい船出をしようというこ
となので、それは積極的に受けとめたいと思います。

ただ、ただ先ほどの話の中でもありますように、1つは僕は指定管理者の期間というのは、
これで限定されてるものなのか、もう決まってるものなのかということちょっと1つはお聞
きしておきたいのと。先ほどのゆうゆうのやつは3年間ですよね、指定管理の場合。今回の場
合、これ5年があり得ますんで、そこらあたりでの多少の融通はきくものなのか。ただ、ここ
で決めてしまつたら、もうその5年間ということになるんだろうとは思いますが、まあそう
いう意味で、そういうことになれば、この中の実施要項を含めて実行委員会等で確認されたこ
と。

ほんで、特に私はもう気になるのは2枚目の、例えば募集要項の中で、アのところでにぎわ
い市場に出店している、または出店予定の法人その他の団体ということで、こういうことが出
てきたときに、一部の業者で物事が進められていくというようなことは非常に危惧をします。

だから、そういう意味ではしっかりと町の管理、それからそれに対する指導ですね、ここを
しっかりやっついていかないと僕は大変なことになってくると思いますんで、その点をしっかり踏
まえた上で、新たなかじ取りをしていくということであれば、私の意見としては……。

○議長（中岩和子君） いや、ちょっと待ってください、質疑ですか。

○10番（津本・光君） はい、質問はその先のあれです、指定管理者のほうの期間がもうこれで
限定されるもんかというのが1つ。それに基づいて。

○議長（中岩和子君） はい、討論じゃない。

○10番（津本・光君） それで、あとこの出店の、これに基づいて、今言った分ですが、その
点できちんとやっってもらえるかどうかという、この2点です。済みません。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

指定管理者の期間ということでございます。こちらのほうは5年をお願いしてございます。
期間のほうは特段定めがございません。その指定管理の状況に応じて設定するものでございま
して、近くをいいますとシーハウス熊野灘などは5年でやっつけてございます。こういった商業施
設でございますので、経営状況等々を見るのにやはり5年のスパンというのが一番いいのでは
ないかということで5年にさせていただいております。

そしてまた、議員おっしゃいますとおり、今後も収支報告は毎月1回町のほうへ報告をして
いただくようにもなっておりますので、指導しながらやっていきたいと考えてございますの

で、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 私も1点確認の意味で質問させていただきます。

先ほど来、健全な経営だとかそういう話がありますけど、これは、この施設は那智勝浦町の生マグロのよさをPRして、なおかつ観光客を町の中心部に呼び込むっていう、そういう町の広告塔を担う施設なんで、そこが経営だけを考えてね、自分とこの、もうけたらええんだっていうもうけ一辺倒に走られると、逆に町のほかの土産物屋だとか飲食店と競合してパイを奪い合うことになるんですね。そうじゃなくてパイをふやすための施設であるっていうことなんで、先ほど経営っていうことでおっしゃってますけど、そちらばかりに走られても困るんですよね。

だから、そこを実行委員会だとか今度経営される方にしっかり認識をしていただいて、だから商店街ともうまくやっっていけるような形で町が指導していただけるっていう、その確認をお願いしたいと思いますんで、ちょっと答弁お願いします。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 健全経営っていうのはおっしゃるとおり、ただお金もうけっていうことではなくて、黒字経営っていうことではなくて、それはそれぞれのお店さん、お店が企業努力をされて黒字になればそれはそれでいいと思います。

ただ、今回はあくまで地方創生の中でマグロという素材、1つではないですけども、そこを広く知っていただいて、マグロのよさをどんどんPRしていくと、そういう施設にしていきたいと思ってますし、そういう指導もしております。

そういう意味では、今後もきちっと見守りながら、ただ単にその経営の数字だけではなくて、その内容、サービス内容も含めて、また町なかとうまく連携できてるかどうか、その辺も十分確認をしながら経営のチェックをしていきたいというふうに思っております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっと1点だけ。多分指定管理業務仕様書のこの3月のときですか、1ブースが4万円と売り上げの5%やったですかね、そういうことを多分言ってたと思うんですけど、どこに載ってあるかちょっとわからない。

今多分参加してる業者さんも多分その点が、何でそこまでの金額が要るのかなあというふうな不安の中で手を挙げにくかったということをお聞きしたんですよ。

そしたら、やっぱり駐車場から道路渡ってくるから交通整理の人も雇わなあかんからその辺が反映してあるのかなっていうような話をお聞きしたんですけど、この1ブース4万円というのはもう決まったことやと思うんですけど、やっぱりそのブースに出店してもらわんだらお客さんっていうのは来にくいと思うんですよ、あいてるブースがあるようやったら話にならないと思うんですけど。

その辺もやっぱりこれから先に検討して入りやすいような形で皆さんが出店していただけるような体制をとっていかなあかんと思うんですけど、一度こんなに決まってしまうと、もうこれから先変更していくということは検討できへんもんなんかいなあとと思って、ちょっとその辺だけお聞きします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

使用料につきましては、3月に出させていただきますました条例のほうで定めてございます。この条例の中では、議員おっしゃいましたとおり、4万円等々の金額を示させていただきます。ございます。

そしてまた、この条例の中なんですけど、この条例の中に使用料の減免というところもございまして、こちらのほうは町長が必要があると認めるときは使用料を減免することができるようになってございまして、指定管理にした場合はこの町長を指定管理者に読みかえるようになってございます。

そういったことで、今後の経営の中で出店料を下げても運営が成り立っていけるようであれば、指定管理者、そして町と実行委員会等々相談しましてやっていきたいと考えてございます。

議員おっしゃいますとおり、このまま空き店舗があるままではなかなかあれでございまして。空き店舗のほうも出店の希望者があれば出店のほうに回すことはすぐ戻るような格好にはなってございます。そういったことでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 何ていうんですか、その出店の1ブース幾らっていう基本の料金の考え方というのは、本当かうそかわからんですけど、本当に交通整理の人の人件費とかが大きいんやとかというような、その辺は本当。またその辺を、やっぱり出店料が高いからって二の足踏んでる人が結構多いと思うんですけど、その辺をやっぱり検討してもらわんと、みんながこんだけお客さんが来たら出したいよっていうところからお客さんが来てくれるんやと思うんですけど、その辺は、そんな内訳はその辺はやっぱり交通整理の人何人かあそこ道路を渡らすのに必要やって、例えば町がやる場合やったら絶対必要やと思うんですけど、指定管理の場合やったらその辺はどんなんですかね。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、あちらの施設を管理するのにどのぐらいお金がかかるかっていうのを試算して決めたところでございます。その中では、一番高かったのは確かに警備費用でございまして。

警備費用の積算につきましては、那智勝浦町が委託している警備会社等々に見積もりを出していただいて計算はしてございます。こちらのほうも指定管理者にすることによって指定管理

着さんが雇うということでありますので、その辺の経費削減につきましては指定管理者さんのほうで努力していただけるのかなとは思ってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

○11番（森本隆夫君） 議会の議決ってというのは、ここで議決されると那智勝浦町の議会はこういう姿勢やなど、こういうことが問われると思うんですよ。那智勝浦町の議会の議決ってというのはこうであったかと、こういうふうな批判を受けるのはもう目に見えています。

というのは、今までこのにぎわい広場が順調に我も我もと言うて押し合いながら募集して参加してくれる施設であればそういうこともないかもわかりませんが、いまだに空席のある店が、施設があるんやと、こういう中で、我々が、そしてこの指定管理者のことについていろいろ町民が心配というんか、何かおかしいやないか、独占的なことやないかと、こういうふうな、亀井議員も言ってたように、5月2日に募集かけて、公募したときに、その地方紙に、今度はその、今のにぎわい広場推進のほうのほうが職場の人員募集してると、こんなこと、あたかも。ほいで、課長は知ってあって何もその措置をしてないんでしょ。そんなことしてどうなん、あかんよって、こういうふうな、何も注意もせんとかいうふうなとこへ出してきて、そしてそれを指名の何にすると、こういうことは僕は那智勝浦町議会の恥だと、こういうふうには思いますので、この議会、案件はとにかく賛成できませんので、皆さんの協力をお願いしたいと、かように思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第52号 平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第25、議案第52号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第52号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,486万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,836万4,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額88億4,350万円に補正額で2億7,486万4,000円を追加し、計で91億1,836万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から款12の諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業を補正し、計の補正前の限度額11億8,325万4,000円に300万円を追加し、補正後の限度額を11億8,625万4,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ2億7,486万4,000円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金9,062万8,000円、地方債300万円、その他8,210万円、一般財源は9,913万6,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額9,794万2,000円を追加し、計は29億914万2,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

2段目、款21町債、項1町債、目7教育債、節区分2過疎対策事業債は、下里小学校多目的教室改修事業及び勝浦小学校体育倉庫新築事業について300万円の補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分13委託料で補正額172万8,000円の増額をお願いしてございます。

説明欄に会計年度任用職員制度移行のための例規整備等支援事業委託と記載してございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が平成32年度から開始されることとなりました。会計年度任用職員制度につきましては、従来制度が不明確であり各地方自治体によって任用方法が異なり、勤務条件などに関する取り扱いがそれぞれであった特別職非常勤職員及び臨時的任用職員、いわゆる臨時職員などのあり方について任用要件などの厳格化など統一的な取り扱いが定められたものでございます。

改正法の施行期日は平成32年4月1日ではありますが、これから本町に適した制度を構築し、運用するに当たり、現状の把握から移行方針の作成、例規関係の整備等を進めていく必要がございます。

今回の業務委託は、会計年度任用職員への移行に伴う作業工程のアドバイス、資料収集の支援、研修会の実施、例規整備の作業などを会計年度任用職員制度への移行を円滑に進めるため、支援していただくものでございます。

17ページに給与費明細書をつけてございます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節区分3保育所等整備交付金、補正額8,735万8,000円につきましては、説明欄記載の天満保育園改築工事について保育所等施設整備事業費の交付金として8,735万8,000円が交付されるものでございます。補助金の内示がございましたので、今回補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。

款18繰入金、項2他会計繰入金、目1他会計繰入金、節区分2通所介護事業費特別会計繰入金、補正額190万円の減につきましては、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの事業受託者からの施設維持協力金の減額でございます。指定管理者を新たに公募することとなったた

め、新たに金額の見直しを行ったことによるものでございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額22万円の増額につきましては、説明欄記載の南紀園負担金の額の確定によるものでございます。本町からの養護老人ホーム入所者は、定員が50名のうち9名でございます。園の運営に係る経費として人口割50%、均等割20%、入園者割30%の負担金となっております。園全体の負担金3,000円のうち、本町は23.26%の負担となります。節区分28繰出金、補正額85万4,000円の増額につきましては、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうにおいて備品を購入するため、通所介護事業費特別会計へ繰り出すものでございます。

12ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額1億2,706万6,000円につきましては、築80年が経過し老朽化してます天満保育園について、保育所等整備交付金を活用して施設を開設するための補助金でございます。国の一施設当たりの算定基準に基づき、国10分の5.5、町4分の1の補助金を交付するものでございます。

添付しております福祉課関係資料をごらんください。

天満保育園の新設設計図でございます。現在の場所への老朽化による改築でございます。敷地面積375.09坪、建物延べ床面積186.43坪、総事業費は2億2,518万円でございます。この補助金に対する内訳は、国8,735万8,000円、町3,970万8,000円でございます。

16ページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費、目3福祉基金費、節区分25積立金190万円の減額につきましては、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの事業受託者からの施設維持協力金が減額することによる減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節18海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金につきましては、事業費の10分の8を受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の119万4,000円につきましては、勝浦漁港にぎわい市場施設維持協力金といたしまして、指定管理者が受け入れる店舗の売上げの0.5%と物品販売部門の利益の30%を指定管理者より受け入れるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節13委託料の300万円につきましては、海岸漂着物回収処理事業委託で、海岸の流木等の処理を重点区域において実施するもので、前年度に引き続きお願いするものでございます。補助金の内示がございましたので、今回補正をお願いするものでございます。

目2水産振興費の補正額755万5,000円につきましては、にぎわい市場に係る補正をお願いするものでございます。節11需用費消耗品費の110万円につきましては、会計システム用のレシート、バーコードラベル、店舗内の案内板、トイレ誘導灯の周辺案内板などでございます。修繕料50万円につきましては、緊急の修繕に対応するための予算をお願いするものでございます。節12役務費の通信運搬費11万円につきましては、郵便料とインターネット引き込み料及び電話料でございます。手数料の11万5,000円は、物品販売コーナーの陳列棚を旧グリーンピア南紀にあるものを活用するための移設手数料でございます。節13委託料の35万7,000円につきましては、ホームページを新たに作成するための委託料でございます。節14使用料及び賃借料の11万3,000円につきましては、説明欄記載の3件の借上料等でございます。節15工事請負費のにぎわい市場海側風よけテント設置工事80万6,000円と洗面台収納棚設置工事10万円、そして節18備品購入費の435万4,000円でございますが、農林水産課関係資料をおつけしておりますので、そちらをごらんください。

図面の左が県道で、上が海側でございます。海側のポーチとウッドデッキのところに二重点線があると思います。その二重点線の部分に風よけテントの設置をお願いするものでございます。出店者皆さんの協議等の中で、この設置場所は風が強いため雨の日の飲食スペースとしてポーチとウッドデッキを活用するには風よけテントが必要であるとの要望を受けまして、補正をお願いするものでございます。洗面台収納棚につきましては、店内の休憩コーナーの洗面台の下に設置する予定でございまして、洗面台用の物品を入れるものでございます。備品購入費につきましては、店舗入り口から見て左側、海側ですね、テナント1及び2を海産物の直売コーナーとしたことにより、冷蔵庫3台と製氷機の追加購入と入り口付近の通路と、それから事務所の横のテナント8を農産物等の直売コーナーにするために平台の購入などをお願いするものでございます。

出店者の募集につきましては随時行ってまいりましたが、結果3店舗が未出店となっておりますので、こちらの用途を物販コーナーと変更いたしましたための補正をお願いするものでございます。

農林水産課関係のは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節区分2まちづくり応援基金寄附金の8,300万円の増額につきましては、ふるさと納税の返礼品として6月末までの期間限定でJ T

B旅行券を取り扱ったことに伴う寄附の増加によるものです。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節区分11需用費の4,000万円の増額につきましては、先ほど説明いたしましたふるさと納税の寄附増加に伴う返礼品に係る費用でございます。節区分12役務費の43万2,000円の増額につきましては、次に説明いたしますふるさと納税台帳システムのランニングコストでございます。節区分13委託料の97万2,000円の増額につきましては、ふるさと納税の寄附増加に対応するため、台帳システムを新たに導入するために係る初期費用でございます。

14ページをお願いします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節区分15工事請負費の372万6,000円の増額につきましては、観光栈橋修繕工事の追加分として行うものであります。当初予算として観光栈橋のボラード修繕工事を計上しているところですが、その工事に伴い、業者と協議をする中で、ボラードに係留していたチェーンが経年劣化のため腐食し、アンカーとつながっていないことが判明しました。早急に対応しないと荒波により栈橋が流され、栈橋機能が失われるおそれがあることから、チェーン及びアンカーの修繕工事予算として増額補正をお願いするものであります。

16ページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費、目6まちづくり応援基金費、節区分25積立金の補正額8,300万円の増につきましては、ふるさと納税の寄附増加に伴うまちづくり応援基金に積み立てるものであります。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

歳入です。

款15県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、節8運動部活動推進事業費補助金44万8,000円は、中学校におけるクラブ活動指導員への報酬に対する3分の2の補助金を受け入れるものです。

項3委託金、目3教育費委託金、節4子どもの読書活動推進事業委託金42万2,000円は、子供の読書活動推進事業に係る委託金を県から受け入れるものです。詳しくは、歳出にて説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金、節1学校図書購入寄附金100万円は、町内の方から小・中学校の学校図書館への寄附金を受け入れるものです。

歳出です。

14ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節13委託料36万7,000円は、PCB廃棄物を処分するものです。低濃度の廃棄物を大阪の事業者へ委託し、富山県の処分場で処分を行う予定です。こちらは平成29年度で予算計上させていただいておりましたが、処分場での処理の順番が今年度にずれ込んだ関係で、29年度分を未執行のまま置き、このたび補正で計上させていただくものです。

15ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、こちら勝浦小学校の倉庫の工事と、そして下里小学校のコンピューター教室の改造の工事費を上げさせていただいております。勝浦小学校におきましては、けさほど町長の御挨拶でも申し上げましたが、本年度通級指導教室が新たに勝浦小学校に設置されることとなり、旧校舎の体育倉庫として使っていた教室の荷物を移動し、5月より指導教室も始まっているところでありますが、移動した荷物の置き場所確保のため倉庫を新設させていただくものです。また、下里小学校におきましては、本年度4月から特別支援学級が1学級増設されたことで、これまでコンピューター教室として使用していた教室を4月より支援学級の教室として使用しております。その関係で、コンピューター教室を図書館のほうに併設するという形での工事となります。節12役務費2万8,000円につきましては、勝浦小学校の倉庫新設に係る建築確認申請の手数料となります。節13委託料25万6,000円のうち下段の勝浦小学校体育倉庫建築確認申請業務委託21万6,000円は、勝浦小学校に設置する体育倉庫新築に係る建築確認申請業務を委託するものです。上段、小荷物専用昇降機、定期報告業務委託4万円は、今年度より給食用リフトの定期報告が義務化されたことによりお願いするものです。節15工事請負費308万1,000円のうち、下里小学校多目的教室改修工事費117万円は、先ほど申し上げましたように、学校図書館の一部を改修してコンピューター教室として併用するものです。勝浦小学校体育倉庫新築工事191万1,000円は、既製品の倉庫を新築するものです。大きさは、幅6メートル、高さ2.7メートル、奥行き5.6メートルのもので、運動場に設置する予定です。節18備品購入費66万6,000円は、小学校の図書購入費用です。小学校6校で調べ学習に使う図書を中心に購入を考えています。

目2教育振興費、節18備品購入費117万5,000円は、下里小学校のパソコン教室で使う教師用のパソコン、机等を購入するものです。

項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬67万2,000円は、中学校におけるクラブ活動の外部指導員に対する報酬です。テニスと剣道の指導員に対するものです。節18備品購入費33万4,000円は、中学校の学校図書館の図書購入費で中学校4校で調べ学習に使う図書を中心に購入を予定しています。

16ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、補正額42万2,000円は、子どもの読書活動推進事業に係る経費で、絵本作家等による講座を開催いたします。3年連続で県の委託事業を受けることができ、講座を開催するものでございます。節8報償費16万4,000円は、講師等の謝金で

す。節9旅費19万8,000円は、講師等の費用弁償となります。節11需用費6万円は、講座に係る消耗品と告知用のチラシの印刷費用です。

目5図書館運営費、節15工事請負費121万円につきましては、図書館ドアの改修工事となっております。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） ページ、14ページの観光栈橋修繕工事とあるんですが、アンカーとチェーンと直していただく、こういうことであります。ありがとうございます。

しかしですね、本体の浮いてる栈橋がかなり年数がたってるんですよ。それで、心配するのは、あれ大丈夫かなというふうな、もうどうやるか、もう大方90年ぐらいたつとるんやないかな、もう、ひょっとしたら100年来るんやないかと思えますね。

あれ本当に栈橋は町道ですから建設課で何するんか知りませんが、1回こんなときに1回検査して、大丈夫かなというふうなお墨つきをもらうのか、それとも将来近いうちに新しいのにかえないかん、こういうふうなことを御検討いただけんかなと。このチェーンとか何はよくわかるんですけども、そやけども本体がすごく心配するようになってきております。そやから、そこらのこともあわせて調査なり何をしていただきたい、このように思いますが、やったことはないんですよ、お願いしておきます。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課では、橋梁やトンネルの点検は行っておりますが、栈橋は今まで、今までのところ点検は行っておりません。御指摘のとおり老朽化が考えられますので、専門業者なり、あるいは和歌山県等に相談して、一度点検のほうを検討したいと思えます。

そして、点検結果について、何らか改修なり、あるいは抜本的にやりかえなければいけない場合は再度検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 濟いせん。これ16ページの福祉基金費なんですけど、この190万円の減額ですか、これ指定管理者がかわったということであそこのゆうゆうのところでこんだけ、今まで年間260万円やったんですか、それが190万円減額っていう説明やったと思うんですけど、それはもし間違いがないんやったら、なぜこんだけの値引きが生じたのか。この金額の値引きの説明してもらえます。

ほんでもう一つ、先ほど森本さん言やった観光栈橋ですけど、当町も観光に力入れるっていうことで、あそこほんまに一遍抜本的に課長ちょっと美化等安全面も考えて、財政のこともあるでしょうが、一遍考えていただいたらと思うんですけど。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

16ページの款12諸支出金、項2基金費、3福祉基金費積立金の190万円、福祉基金積立金の減額でございますけども、こちらにつきましては、デイサービスセンターゆうゆうの事業受託者から施設維持協力金として260万円をいただいております、その分を積み立てていた分でございます。

今回指定管理者の見直しを行うために、施設維持の協力金のほうも見直しをさせていただきました。金額につきましては、年間固定資産税相当額の120万円とさせていただきました。

今年度につきましては、新しい指定管理者が事業を行う9月から7カ月間の70万円とするものでございます。その差額の190万円を減額させていただいたものでございます。そのため、基金として積み立てる額も190万円減額となりました。190万円の減額につきましては、次の議案第53号のほうでもう一度説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 8番議員の御質問にお答えします。

観光栈橋の老朽化につきましては、当課としましても認識しているところでございます。先ほど建設課長の答弁にもありましたように物自体がもう使えないっていうような話になると早急に対応していかないといけないところですけども、何分新たな、新設っていうことになりますと高額になりますので、そこら辺は物が使えるのかどうかっていう状況を踏まえるとともに、国とか県とか補助金使えないのかっていうことも踏まえて、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、これ今までに年間260万円やったやつが140万円の値引きで120万円ということですね。ほんで、今年間120万円ということになるんですね。それで、今までの260万円が140万円の減額っていうことなんですよ。それ140万円の減額は、今までの金額、この140万円減額した根拠ですよ、妥当な数字なんかというのと。もう一度申しわけないですけど。

それで、観光栈橋に関しては、まあ修繕してもやり直るの、使えるのは使えるでしょうけど、どこぞで一遍思い切ったことをやらなあかんので、まあできるだけ補助金、有利な補助金があったときに思い切ってやるというような覚悟の上で一遍ちょっと調べてみてください。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

260万から140万円減額して年間120万円としたものでございます。

この見直しにつきましては、現在の介護情勢を考えまして、260万円が妥当かどうかというところを見直したところでございます。

最初に、指定管理者を指定いたしましたときには、固定資産税相当額として260万円とさせ

ていただいております。今回それを見直しまして、現在の固定資産税相当額120万円でございますので、年間120万円とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

先ほども答弁させていただきましたけども、老朽化についてはこちらも認識しておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

8番、3回目やね。

○8番（引地稔治君） その50%以下の減額ですからね。もし、まあ社協もゆうゆうを使っていたときに、ちょっと経営難ということで、この260万円っていうのは大きく響いたと思うんですよ。この140万円を120万円にするんやったら、140万円減額するんやったら、社協はその施設をまだ使用したかったっていうような意見はなかったんですか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長。

○福祉課長（榎本直子君） 社協のほうからは、そのような260万円が高いので減額してほしいというお話はございませんでした。特に、こちらのほうからもその金額を見直すようなこともございませんで、社協を指定管理者として指定いたしましたときには、その点については前指定管理者と同じ金額の指定時協力金を求めたものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 13ページの水産業総務費、13委託料で海岸漂着物回収処理事業委託であるんですけど、よく、なかなかきれいになってないってよく言われるんですけど、その漂着物が多くて。それ、これ一応その漂着物を回収してるところっていうのは確認はされているかどうかと、それとあともう一つは、水産振興費の中の13、また委託料ですね、35万7,000円、にぎわい市場ホームページ作成業務委託であるんですけど、これ指定管理のほうの、この先ほどもらったんですけど、これのほうに指定管理のほうでこのホームページ、ポスター、パンフレットをするっていうふうに書いてる、ここに書いてるんですけど、これは指定管理者のほうやあって、町のほうとのこの予算で上げる必要ないんじゃないかというのと、2点お伺いします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

海岸漂着物の回収、処理業務委託でございます。

こちらについては、事業委託しました後、施工前、施工後ということで検査のほうはしております。

あと、そのにぎわい市場のホームページの作成業務委託でございます。

こちらのほう、町のほうでまずホームページを作成させていただきまして、その後の管理運営をこちらの指定管理者にお任せして、それを利用してPRを行っていただくというような格好になってございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） これその指定管理業務の仕様書やから、特にこのホームページ、パンフレットを活用するっていうのは、広報、PRというところで、ホームページの作成じゃ向こうのほうでやるべきなんちゃうかなとは思いますが。町のほうでつくって向こうへまた移管するんやなしに、自分とこでつくってもらるのが普通、この内容でやったら自分とこでつくって自分とこで活用するっていうのが普通じゃないですかね。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

こちらの仕様書のほうは、もうあくまでもこれを活用していただくということで、仮にの話ですけども、指定管理者でございますので変わることもございます。

そういった中で、もとのホームページっていうのはやはり町のほうで1回目はつくらせていただきまして、それを改造なりしていただいて活用していただくというような格好を考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 濟いません。11ページのその22万円の南紀園の分担金、これが入園者1名増による額の決定という、確定ということなんですけども、これ今までにまあ6月にこういう補正があったのかどうか、ちょっと見たことないような気がするんですけども、何でこの3月に当初出して、それで今この時期にこの額の確定ということで22万円の増になったのか、ちょっと説明をお願いします。

それと、次の12ページなんですけども、この天満保育園のこの補助金なんですけども、これに対しては何ら異議はないんですけども、今まあ少子・高齢化ということで子供の数も減ってきているんですけども、福祉課のほうで申請書を經由して国、県へ送るとは思うんですけども、もう国、県のほうは内示済みということになってるんで何もあれなんですけども、園の運営とか園児数の確保とか、そういうような面はやはりその申請書の中できちんと将来的に心配ないというふうな書類であったのか、ちょっとその点だけ濟いませんけどお願いします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

まず、11ページの款3民生費、項1社会福祉費、老人福祉費、南紀園分担金の補正でございますけども、当初予算を組みましたときには、平成29年11月9日に平成30年度分担金の割り当

で見込みとしてきておりました人数で計上させていただいております。正確には基準日平成30年1月1日での人数で分担金のほう確定するものでございますけども、確定した通知が来ましたのが5月に入ってからでございますので、今回差額の補正人数が変更によります確定による補正を上げさせていただいたものでございます。

次のページ、12ページ、款3民生費、項2児童福祉費、児童福祉費の負担金、補助及び交付金、天満保育園さんの少子・高齢化によります園の運営等の件でございますけども、申請書のほう、こちらの町を経由いたしまして国のほうに提出させていただいております。その申請書のほう、こちらのほうでも確認させていただきました。総事業費は2億2,518万円、国からの補助金8,735万8,000円、町からの補助金3,970万8,000円、天満保育園さんの実質負担額は9,811万5,000円となっております。

天満保育園さんの実質負担額につきましては、一部借り入れを行い、残り自己資金であると把握しています。町といたしましては、今のところ少子化によります園児の減少は見込めますが、いろんな社会情勢により3歳未満の子供を預ける保護者も多く、需要はふえていると思っております。

今後につきましても、安定かつ継続的に運営することができる事業であると考えておりますので、把握しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 2回目やからここで行くよ。2回目やもん、ここでええんやだ。

13ページのにぎわい広場の予算がありますね。これまあまあ今後これはオープンに向かっての準備の費用やと思うけども、やっとこの議案が通りまして締結することになったわけですね。そのときに協定を締結しないかんのですね。そして、その項目の中に指定期間に関する事項、これはもうよくわかってます。明示されております。事業計画に関する事項、これも協定できてるんですか。それと、利用料金に関する事項はもう教えていただいていますね。

それともう一つ、本町が支払うべき管理費用に関する事項、これもあるんですよ、この項目の中にね。これはもう締結の話はできてるんですか。今後やるんですか。シーハウスの場合、指定管理できたときに、これこれしかじかの高額の修繕費とか何が出たときには町が負担しますよと、こういうふうな話を教えていただきましたね。そのようなことは今もうこの締結せいでも、その話はできてるんですか。お願いします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

協定でございますけども、協定のほうはこれからでございます。そしてまた、通常ですと協定の中ではシーハウスの例を挙げますと修繕につきましては30万円を境にして町がやる、そして指定管理者がやるっていうのを通常決めてございます。こちらのほう円満地公園も同じ金額でやってございまして、同じような方向で行くように課内では検討はしているところでござい

ます。

そしてまた、本町が支払うべき額って円満地公園等々の場合は指定管理料として70万円支払ってございます。そういった金額については、今回にぎわい市場の指定管理者については支払わずに、逆に施設維持協力金という形で雑入で受け入れるというような格好になってございます。

以上でございます。

○11番（森本隆夫君） 要らんねんね、ほんだら費用は。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 12ページの天満保育園のことでちょっとお聞きします。

これ予算が2億2,518万円ですか、建て、あと運営するに当たって。これ補助金の額、建物だけやったら多分1億五千八百八十何万円かな、この割合から見たら。これ9,000万円、あと要るみたいですけど、現実建物以外で計算したら6,000万円ぐらい要るんですね、施設、側溝の工事から始まって建物以外の、だから遊具とかもあると思うんですけど。

これほかの補助金とかというのは全然全くないん。これは建物だけの話やと思うんですけど、運営するに当たっては、そういうこと、これでやっていけるのかなって思っちゃちょっと心配するんですけど、その辺済いません。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

天満保育園の事業費の御質問であると思います。事業費のほう2億2,518万円でございます。補助金につきましては、今回の保育所等整備交付金でございます。ほかの補助金のほうはございません。この補助金は、本体の工事費、設計料の加算、それと解体の工事費、仮設の施設の工事費等を含んでおります。その分の補助金になっております。差額としまして、実質負担額が事業費からの、あの最低事業費を引いたものが、9,811万5,000円が実質負担額になっております。

先ほどの答弁のほうと同じになるんですけども、この負担、大きな額となっております。確認もさせていただきました。借入れと自己資金で運営していくということでございます。収支の計画表も確認させていただいております。その中で返済していくということです。また、保育につきましては、これからも継続的に需要があると考えておりますので、安心して子育てできる環境を整えるためにも御理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 12ページの民生費、目1の保育所の建物の件、1点お願いします。

この耐震性とか津波に対してのことを十分検討していただいたと思うんですが、そのあたりをちょっと御答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 天満保育園の建てかえの件でございますけども、まず建築場所について御説明申し上げます。

津波の件等考慮いたしまして、天満保育園さんといたしましては、高台等への移転を考えておりまして、いろいろと適地を探しましたが、なかなか適当な場所がございませんでした。仕方がございませんので、まず天満地区での建築を考えられまして、現在の場所での建築となったわけでございます。

設計図のほうをごらんいただきたいんですけども、円筒の部分でございますが、こちらにつきましては保育室を兼ねております3階鉄筋コンクリートづくりの保育室でございます。

次のページに高さを記載しております。屋上、高さ9メートル、津波避難を考慮した建物となっております。この円筒の建物につきましては、耐震性、耐津波安全性にすぐれた構造、円筒型であるため、全波圧力を低減し、浮遊物の衝撃も軽減できる津波等のガイドラインに基づいた設計であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第53号 平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第26、議案第53号平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第53号について御説明申し上げます。

議案第53号平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ678万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出補正予算でございます。

歳入でございます。

款1繰入金及び款2諸収入の補正で、補正前の額783万円に補正額104万6,000円を減額し、計678万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費及び款3諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入計、5ページの歳出計、同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款1繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1一般会計繰入金85万4,000円の増額は、施設備品購入に対して一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款2諸収入、項1雑入、目1雑入、節区分1雑入190万円の減額につきましては、事業受託者からの施設維持協力金の減額でございます。指定管理者を新たに公募することとなったため、新たに金額の見直しを行ったことによるものでございます。金額につきましては、年間固定資産税相当額の120万円とし、今年度については新しい指定管理者が事業を行う9月から3月末まで7カ月間70万円とするものでございます。それによります差額190万円の減額をお願いするものでございます。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節区分18備品購入費85万4,000円の増額につきましては、食器消毒保管庫とガステーブルの購入をお願いするものでございます。食器消毒保管庫につきましては、故障により使用不可となりましたことから修繕の見積もりを行いました。竣工時の平成14年から使用しているもので部品等が製造をされておらず改造品での交換となること及び製造年数により今後供給不可の部品がふえていくことが予想されることから、新しく購入をお願いするものでございます。また、ガステーブルにつきましては、竣工時の平成14年から使用しているもので、一部使用不可の部分があり、新しく指定管理者が変更すること、また安全性の面から新しく購入をお願いするものでございます。内訳といたしましては、食器消毒保管庫61万5,600円、ガステーブル23万7,600円となっています。節区分28繰出金

190万円の減額につきましては、事業受託者から徴収する施設維持協力金を一般会計へ繰り出すものでございます。施設維持協力金の減額に伴い、減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中岩和子君） 日程第27、議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第54号朗読〕

今回の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員の3名のうち現委員であります長雄正紘氏の任期が平成30年7月17日をもって満了となります。同氏には、引き続き固定資産評価審査委員会委員としてその任に当たっていただきたく、再任の選任をお願いするものでございます。

御同意をいただきましたなら、任期は平成30年7月18日から平成33年7月17日までの3カ年となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第55号 財産の取得について

○議長（中岩和子君） 日程第28、議案第55号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第55号について御説明申し上げます。

〔議案第55号朗読〕

1 枚めくっていただきまして、入札執行調書でございます。

4社入札参加意向でございましたが、2社により入札が行われ、株式会社山口商会新宮支店が落札となっております。

関係資料をお願いいたします。

上段の車両が現在消防本部におきまして指揮指令業務に対応しています車両です。平成10年3月に全日本消防人共済会から寄贈を受けた四輪駆動式の車両で、指揮指令用車両として運用しているものでございます。現在、消防活動における安全管理の必要性から指揮指令活動がより重要なものとなっており、本町消防本部におきましても従来の火災や救助事案での出動はもとより、交通事故におきましても安全管理を含めた指揮指令活動を行うため出動しているところでございます。

しかしながら、現行の車両は経年による劣化が見受けられるようになり、修繕部品の供給が非常に厳しい状況となってきております。また、収納スペースが狭いなど、活動に対して苦慮しているところでございます。

下段の車両につきましては、今回要望させていただいた車両と仕様がよく似ています車両の写真を添付させていただいております。車両につきましては、車内で指揮指令活動が可能なワン

ボックスタイプの四輪駆動車に緊急車両として必要な赤色回転灯を初め、夜間での活動を考えた作業灯を装備した外観となっています。後部座席及び荷室には悪天候時においても車内での指揮指令活動を可能にするため、車内用の机、シート、無線機用送受信器の取り付けを行うとともに、今回同時に購入するパソコン、プリンタ、レーザー距離測定器、サーモグラフィックカメラなど指揮指令活動に必要なし機材もとりやすい位置に、かつ固定できるように積載できる棚を、また後部荷室は屋外で速やかに指揮活動が行えるよう、引き出すだけの指揮机や照明器具、ワンタッチテントなどの各種資機材を積載、固定できる棚を艤装したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

18時47分 散会